

第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点に関する これまでの会議における御議論や国民からの要望・意見の整理 (全体版)



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点（第1回）

1 基本計画の構成及び検証・評価の方法

○ 基本計画の構成の見直し・施策の整理

○ 取組状況を把握するための指標の設定

2 加害者による損害賠償責任の履行促進及び損害賠償請求等の負担軽減

○ 加害者からの損害賠償の履行促進

- ・ 作業報奨金、自己契約作業による報酬の活用促進
- ・ 矯正施設収容中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導
 - － 被害者の視点を取り入れた教育（特別改善指導）の効果検証
 - － 矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用状況 等
- ・ 保護観察中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導
 - － 改正更生保護法の施行状況 等
- ・ 加害者が自ら損害賠償を履行するに当たっての実際上の課題への対応

○ 損害賠償の履行確保に向けた制度の見直しや各種負担の軽減

- ・ 損害賠償命令制度及び刑事和解制度の活用状況
- ・ 時効の更新に関する負担軽減
- ・ 第三者からの情報取得手続（改正民事執行法）の活用状況
- ・ 先取特権の付与や執行手続の負担軽減（ワンストップ化）
- ・ その他負担の軽減（印紙代等）

○ 犯罪被害者等の損害回復にも配慮した犯罪被害給付制度における債権管理の在り方

3 犯罪被害者等に対する総合的な支援の充実・強化

○ 犯罪被害者等支援における国・地方公共団体・民間団体の役割分担

○ 犯罪被害者等に対する支援内容の充実

- ・ コーディネーターを中心とした地方（支援の現場）における途切れない支援の実現
- ・ 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実及び一般的に利用できる社会福祉等制度の確実な活用
- ・ 被害者支援センターをはじめとする民間団体の役割、組織運営・支援の現状の評価及び支援の充実
- ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の関係機関との連携体制の充実
- ・ 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の導入促進
- ・ 各種制度・サービスに関する情報に対する犯罪被害者等からのアクセシビリティの向上
- ・ 被害時期に応じた適切な支援の提供（特に、殺人事件遺族をはじめとする犯罪被害者等が受ける中長期的な影響（心理面など）とこれらへの対応）
- ・ 犯罪被害者等に対する支援のための財源の確保

○ 犯罪被害者等に接する者に対する研修の充実

- ・ 養成段階、実務段階等の各段階に応じた、犯罪被害者等に接する者（自治体、捜査機関、学校、医療機関、法テラス、民間団体、報道関係者等）に対する犯罪被害者等が置かれた状況に関する理解増進、トラウマインフォームドケア教育等の充実

○ インターネット上の誹謗中傷による二次的被害への対策

4 刑事手続等における被害者参加の確保等

○ 公判前整理手続への被害者参加

○ 被害者参加制度対象事件の拡大

○ 医療観察制度における被害者支援の拡充

- ・ 医療観察審判への被害者参加
- ・ 医療観察制度の対象者である加害者に対する被害者の心情等伝達
- ・ 医療観察制度の対象者である加害者に関する情報の被害者への提供

論点1 基本計画の構成及び検証・評価の方法

- 基本計画の構成の見直し・施策の整理
- 取組状況を把握するための指標の設定

議論の観点 ※効率的に議論を行っていただくために事務局で記載したものであり、議論に制約を設けるものではありません。

- 施策の進捗を生みやすくし、また、犯罪被害者等をはじめとした国民にとって政府の犯罪被害者等施策の全体像や目指すべき方向性を分かりやすく示すために、構成上どのような工夫ができるか。
- 指標を設定する上で、どのような点に留意すべきか。各重点課題ごとに、どのような指標・目標を設定すべきか。

前回までの会議における主な御意見

- 施策の進捗状況を評価するに当たって、可能な限り定量的な評価に努めるべきである。
- 評価に当たっては、目標値の設定を検討すべきだが、目標値の設定ができないものもある。また、アウトカム指標の設定が難しい場合でも、アウトプット指標の設定は可能ではないか。
※アウトプット：政策の具体的な活動をどれだけ実施するか／したかについての目標・実績（例：研修の参加者数）
アウトカム：アウトプットを通じて望まれる事業（施策）の対象者の変化（例：研修参加者の能力向上（資格の保有者数））

本論点に関連する国民からの要望・意見

要望番号	要望事項	関連する現行施策	現時点での事務局の考え方
12	基本計画に掲載された具体的施策は「再掲」が多くわかりづらい。新たな基本計画の策定に当たっては、その構成（章立ての工夫、「〇〇省においては」などを避けるなど）がわかりやすく読みやすい計画にしていきたい。	重点課題	御要望の趣旨を踏まえて、新たな基本計画の策定に取り組んでまいります。
13	第4次計画の施策は280近くもあるが、そのうち、要件さえ満たせば犯罪被害者等でなくとも利用できる制度に関する施策も多くある。それらについては、犯罪被害者も利用できることが周知されれば目的が達成されたといえるため、次期計画にあっては、施策から落としてはどうか。施策の数が多すぎることにより見直しが不十分となったり、本当に重要な施策が新たに盛り込まれなくなってしまっは本末転倒である。また、施策ごとに必要性や緊急性は異なるはずであるので、優先順位を付してはどうか。	重点課題	御要望の趣旨を踏まえて、新たな基本計画の策定に取り組んでまいります。
18	基本計画に盛り込まれた具体的施策について、毎年度、各府省庁に実施状況の報告を求め、検証・評価を行った上で、不十分な取組があれば、指導・改善を求める必要がある。また、定量的評価については、できないことが合理的に示されない限り、全面的に実施されるべきである。	推進体制 (6)(7)	犯罪被害者等施策の推進状況については、犯罪被害者等施策に関する関係府省庁連絡会議において、きめ細やかな点検・検証・評価を実施することとしております。また、各施策の具体的な評価方法については、本要望の趣旨にも配慮して検討してまいります。

論点2 加害者による損害賠償責任の履行促進及び損害賠償請求等の負担軽減

- 加害者からの損害賠償の履行促進
 - ・ 作業報奨金、自己契約作業による報酬の活用促進
 - ・ 矯正施設収容中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導
 - － 被害者の視点を取り入れた教育（特別改善指導）の効果検証、矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用状況等
 - ・ 保護観察中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導
 - － 改正更生保護法の施行状況等
 - ・ 加害者が自ら損害賠償を履行するに当たっての実際上の課題への対応

■ **議論の観点** ※効率的に議論を行っていただくために事務局で記載したものであり、議論に制約を設けるものではありません。

- 矯正施設収容中の加害者に対して、損害賠償の履行を促すためにどのような施策を講じるべきか。
(現在の施策の対象や頻度は適切か、施策の効果（具体的行動に結びついたか）を検証し改善するプロセスが必要ではないか、新たな制度や施策を考える余地はないか、など)
- 矯正施設における心情等の聴取・伝達制度について、運用の改善のためにどのような施策を講じるべきか。
(矯正施設の職員の対応能力の向上や代理受傷対策、犯罪被害者等への二次的被害への対策など)
- 保護観察中の加害者に対して、損害賠償の履行を促すためにどのような施策を講じるべきか。
(現在の施策の対象や頻度等は適切か、施策の効果（具体的行動に結びついたか）を検証し改善するプロセスが必要ではないか、新たな制度や施策を考える余地はないか、など)
- 矯正施設の職員や保護司などの加害者処遇に携わる人々に対して、処遇過程における犯罪被害者等に対する謝罪や賠償の意義などをどのように指導していくべきか。
- 加害者に賠償意思がある場合でも連絡先が分からないなどの理由により賠償がなされないなどといった意見があったが、実際上の課題としてどのようなものがあるか。また、課題に対してどのような方策が考えられるか。

■ 前回までの会議における主な御意見

- 加害者の逃げ得を許してはならず、どのように損害賠償を支払わせるのか検討する必要がある。謝罪や賠償につなげるための指導が必要である。
- 矯正施設収容中あるいは保護観察中の加害者からの賠償状況について実態把握の上で、各種指導等が賠償等の具体的行動についての効果を生んでいるのか検証し、指導の在り方を見直す必要があるのではないか。より積極的に賠償に向けた指導をするべきではないか。
- 矯正施設収容中の賠償の促進のために、自己契約作業を推奨することや作業報奨金を控除する仕組みを考えるべきではないか。
- 矯正施設における心情等聴取・伝達制度は、これまで被害者と接してこなかった職員が被害者に接するものである。二次的被害を生じないために、対応する職員の準備が十分であるかということについて、運用状況を踏まえた検討が必要である。
- 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇に関する制度改正等が行われ、仕組みが整ってきているが、実際に処遇に携わる保護司が自らの仕事としてきちんと認識して取り組むことが重要ではないか。

本論点に関連する令和6年7月の第44回会議に際していただいた有識者からの御意見と国民からの要望・意見

【総論的な事柄】

○ 有識者からの御意見

番号	御意見の内容		関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
14	太田 構成員	刑事施設に収容されている受刑者や保護観察を受けている保護観察対象者で、被害者に対し損害賠償債務を負っているにもかかわらず、作業報奨金や領置金、自己契約作業報酬や、保護観察中の就労で得た収入から被害者に損害賠償を分割で支払いをしている受刑者は、依然として極めて限られています。損害賠償債務を有する受刑者や保護観察対象者が全て損害賠償債務を履行に向けて（分割で）支払いを行うよう刑事施設や保護観察所が積極的に指導すべきである。	154 162	法務省	（受刑者について） 特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）においては、作業報奨金の送金も含めた、被害者等に対する被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせるよう指導等しており、被害弁償等の具体化を含めた当該指導の効果検証を実施し、引き続き、当該指導の充実に努めてまいりたい。 （保護観察対象者について） 被害弁償等に向けた指導が必要な保護観察対象者については、生活行動指針に被害弁償等に関する事項を設定するほか、事案に応じ、具体的なしょく罪計画を作成させることなどを内容とするしょく罪指導プログラムを実施するなどして指導している。 保護観察開始前から賠償が実施されている場合や、賠償額が確定していない場合があることなどから、賠償の実施件数等は、必ずしも保護観察における指導の状況を把握するための指標とはならないと考えているが、ご指摘を踏まえ、どのような賠償の実施状況の把握が可能であるか検討してまいりたい。

○ 国民からの要望・意見

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
19	「犯罪等により生じた損害について、第一義的責任を負うのは加害者であるが、犯罪被害者等からは、加害者の損害賠償責任が果たされず、十分な賠償を受けることができないことに対する不満の声が寄せられている。」ことにし、具体的な対策を講じてほしい。		◎警察庁 法務省	特別改善指導「被害者の視点を取り入れた教育」では、在所期間を通して、被害者及びその遺族等に対する被害弁償の責任を自覚させ、その具体的な方法について考えるよう指導しています。 保護観察所においては、被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件による保護観察対象者に対し、犯した罪の大きさを認識させ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応するよう促すことを目的とした「しょく罪指導プログラム」を実施しています。 また、面接等により、被害弁償の履行状況等を疎明資料等によって把握し、被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう指導しています。 引き続き、自発的な謝罪や被害弁償がなされるよう、指導の充実に努めてまいります。 その上で、加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかということを含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組を行うことは重要であると認識しており、引き続き具体的施策を講じるとともに、犯罪被害者等施策に関係する府省庁が連携し、政府全体として検討してまいります。
49	被害者が様々な負担をして債務名義を得ても何の実効性もなく、加害者に逃げ得を許している状態にあることから、いわゆる「立替払制度」や新たな補償制度の導入を検討してほしい。		◎警察庁 法務省	いわゆる立替払制度については、これまでも制度の創設を求める声があり、有識者検討会においても議論がなされましたが、制度趣旨の考え方、国の有する責任と加害者の責任との関係等の様々な課題が指摘されているところです。 しかしながら、犯罪被害者等が犯罪被害に起因する様々な影響を受け、経済的にも様々な困難に直面しており、また、加害者からの損害賠償を十分に受けることができない現状にあることから、加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかということを含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組について、引き続き具体的施策を講じるとともに、犯罪被害者等施策に関係する府省庁が連携し、政府全体として検討してまいります。 なお、犯罪被害者等施策の各種支援の充実・強化やその財源については、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望も踏まえて、専門委員会会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。

【作業報奨金、自己契約作業による報酬の活用促進】

○ 有識者からの御意見

番号	御意見の内容		関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
10	正木 構成員	作業報奨金の損害賠償充当額がここ数年変化がない状況である。	9	法務省	特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）においては、作業報奨金の送金も含めた、被害者等に対する被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせるよう指導等しており、被害弁償等の具体化を含めた当該指導の効果検証を実施し、引き続き、当該指導の充実に努めてまいりたい。
15	太田 構成員	刑事施設に収容されている受刑者は、作業により作業報奨金を得ても、受刑者本人が申し出ない限り、報奨金の釈放前に支給を受けて被害者に送金することはできません。かといって、報奨金に対しては、釈放前においても、釈放の際にも、強制執行によりこれを差し押さえることもできません。そこで、損害賠償債務のある受刑者については、作業報奨金から、定期的に一定の額を控除して、被害者に送金する制度を法律改正により導入すべきだと考えます。	154	法務省	受刑者については、作業報奨金の使用目的が被害者等に対する損害賠償への充当である場合等には、刑事収容施設法に基づき、釈放前であってもこれを支給することができることとされている。 御指摘の分割での支払いを含め、民事上の対応を受刑者に強制することはできないものの、特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）等を通じて、被害者等の被害の回復又は軽減に努めるよう教育的働き掛けを行い、被害弁償等の具体化を含めた当該指導の効果検証を実施することで当該指導を充実させ、自発的な被害回復等がなされるように努めてまいりたい。
16	太田 構成員	被害者に対し損害賠償債務を負っている受刑者については、拘禁刑の施行を見据えて、一般の刑務作業の時間を大幅に短縮し、自己契約作業に従事することができる体制を整備すべきであると考えます。刑事施設側は、自己契約作業に参加する企業を見つけるなどの援助を行うとか、生産作業のうちの提供作業を発注している企業に対しては、被害者に対し損害賠償債務を負っている受刑者について作業の一部を自己契約作業とするよう働き掛けるなど、自己契約作業の機会を積極的に設けると共に、被害者に対し損害賠償債務を負っている受刑者には、こうした自己契約作業に従事するよう積極的に働き掛けるべきです。	154	法務省	自己契約作業は、余暇時間帯等に被収容者が刑事施設の外部の者との請負契約により行う物品の製作その他の作業であり、被収容者が任意に希望する場合に、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがない限り、刑事施設の長が許すものである。また、この趣旨から、現行通達上、外部事業者は、原則として既存の契約企業等から選定しているところ。 他方、拘禁刑導入後における一般の刑務作業を含む矯正処遇は、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、刑事施設の長の義務として実施するものであるから、（御指摘のように自己契約作業の時間を確保することを目的として、）矯正処遇を行う時間を大幅に短縮するなどの対応には慎重な検討が必要であると考えている。 いずれにしても、自己契約作業については、被収容者の任意で実施されるものであることや、実施できる時間や作業内容も限定されていることを踏まえると、同作業を拡充することのみをもって、直ちに被害弁済につながるとは考えがたく、被害弁済を促進する上では、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）の趣旨を踏まえ、被害者の心情や置かれた状況等を理解させるための指導を実施するなど、被害弁済の促進に必要な働き掛けを適切に行ってまいりたい。

○ 国民からの要望・意見

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
44	加害者による損害賠償の実現のため、国費が投入される作業報奨金制度の改善の検討よりも、自らの意思と労働によって賠償するための自己契約作業制度の拡充を優先して検討してほしい。	9	法務省	自己契約作業は、余暇時間帯等に被収容者が刑事施設の外部の者との請負契約により行う物品の製作その他の作業であり、被収容者が任意に希望する場合に、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがない限り、刑事施設の長が許すものです。また、この趣旨から、現行通達上、外部事業者は、原則として既存の契約企業等から選定しているところ。 自己契約作業については、被収容者の任意で実施されるものであることや、実施できる時間や作業内容も限定されていることを踏まえると、同作業を拡充することのみをもって、直ちに被害弁済につながるとは考えがたく、被害弁済を促進する上では、先の法改正（令和4年6月・刑法等の一部改正）の趣旨を踏まえ、被害者の心情や置かれた状況等を理解させるための指導を実施するなど、被害弁済の促進に向けた働き掛けを適切に行ってまいります。
46	刑事施設収容中、作業報奨金等を利用した被害弁償の意思を加害者に確認する仕組みを設けてほしい。	9	法務省	刑事施設においては、特別改善指導「被害者の視点を取り入れた教育」等の改善指導を通じて、受刑者に対し、被害者等の被害の回復又は軽減に努めるよう、教育的働き掛けを行っているところです。 こうした教育的働き掛けと共に、作業報奨金の使用目的が被害者等に対する損害賠償への充当である場合等には、刑事収容施設法に基づき、釈放前であってもこれを支給することができることについて周知を図り、受刑者による自発的な被害回復等がなされるように努めてまいります。

【矯正施設収容中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導】

○ 有識者からの御意見

番号	御意見の内容		関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
80	假谷 構成員	特別改善指導の受講者が、年間530人というのは少ないのではないか。これにより被害弁償につながった事例はどの程度あるのか。効果検証の結果は公表されているのか。	101 154	法務省	特別改善指導「被害者の視点を取り入れた教育」は、「被害者の命を奪い、又はその心身に重大な被害をもたらすなどの罪を犯し、被害者及びその遺族等に対する謝罪や被害弁償について特に考えさせる必要がある者」を対象として実施しており、R4年度の受講開始人員は530名であった。 もっとも、当該指導の対象とならない者であっても、被害者やその遺族等の被害に関する心情や置かれている状況等を理解させ、罪障感を養うための指導を実施する必要がある者に対しては、一般改善指導として「被害者心情理解指導」を実施しているほか、これら二つの改善指導を受講させる以外にも、被害者等の心情等を理解させるための各種取組も行っている。 以上のように、被害者等の心情等を理解させることなどを目的とした指導や取組を様々なところで、同一人に対して、これらの指導等を複合的に実施する場合もある上、被害弁済をした要因は、これらの指導等以外にも様々なものが想定されることから、特別改善指導「被害者の視点を取り入れた教育」の効果のみによって被害弁済がなされたかどうかを一概にお答え事例を把握することは困難である。加えて、法務省として、特別改善指導の受講者等が被害弁済をした件数については把握していないため、その件数について、お答えすることも困難である。 また、特別改善指導の「被害者の視点を取り入れた教育」については、令和5年度から2か年計画で効果検証に用いる測定ツールの策定など効果検証の方法について検討しており、当該結果に基づき、令和7年度から効果検証のためのデータ収集を実施する予定である。
81	假谷 構成員	被害者等の心情等を理解させるための各種取組としてどのようなことを実施しているか。 「被害者の視点を取り入れた教育」については、単に被害者の話を聞くだけでは、効果のある受刑者と、反発をして逆効果になる受刑者もあるようである。効果検証の方法について、引き続き検討いただきたい。その上で、特別改善指導の具体的な内容や効果についての具体的事例については随時公表されたい。	101	法務省	特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）及び一般改善指導（被害者心情理解指導）が中心となるところ、これ以外にも、被害者等の心情等の聴取・伝達制度や更生への動機付けを高めることを目的とした一般改善指導（対話）における職員との対話、篤志面接委員との面接、教諭師による教諭等の様々な取組が要因となって、被害者等の心情等の理解が深まることが考えられる。 特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）においては、犯罪被害者に講話していただくことに加え、受刑者の特性に応じ、グループワーク、個別面接、課題作文等の様々な方法により、被害者等の心情等を認識させ、被害者等に対する謝罪や被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせるよう指導している。 特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）の具体的な内容については、法務省ホームページにおいて、平成18年5月23日付け法務省矯成第3350号矯正局長依命通達「改善指導の標準プログラムについて」を公表しているところであり、当該指導については、令和5年度から2か年計画で効果検証に用いる測定ツールの策定など効果検証の方法について検討しており、当該結果に基づき、令和7年度から効果検証のためのデータ収集を実施する予定である。当該指導の効果の公表については、効果検証の在り方の検討結果を踏まえ、引き続き検討してまいりたい。
116	假谷 構成員	心情等聴取・伝達制度について、利用可能な被害者にもれなく案内をされたい。被害者通知に、利用案内を同封することを検討されたい。6か月に一度の被害者通知。	156	法務省	本年11月から、被害者等通知制度の通知の際に、本制度のチラシを同封する取組を開始したところであるが、本制度の利用を希望する被害者の方々において、制度を知らなかったために利用できなかったという事態が生じないよう、引き続き、適切な制度広報に努め、周知を図ってまいりたい。
117	太田 構成員	心情等聴取・伝達制度について、昨年12月から制度の運用が開始されたばかりであるが、第5次計画の検討の参考とするため、ある程度の段階で事例等について情報提供されたい。	156	法務省	運用を開始した令和5年12月から令和6年11月までの1年間の運用状況等について、本制度ホームページ（ https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SHINJU/information.html ）で公表している。
118	伊藤 構成員	心情等聴取・伝達制度の適切な運用に当たっては、矯正施設単独ではなく、他の機関（民間支援団体や臨床心理士、自助グループ等）とも連携して対応されたい。	156	法務省	関係機関等とも連携しながら、引き続き適切な運用に努めてまいりたい。
119	伊藤 構成員	矯正施設の担当者の二次受傷を防ぐ方策（スーパービジョン体制の構築）についても仕組みを作っておくべきである。	156	法務省	メンタルヘルス相談員の配置などを行っており、引き続き、適切な運用に努めてまいりたい。

○ 国民からの要望・意見

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
170	再犯の防止は被害者支援にも資すると考えられるが、加害者の反省・更生を促すために、被害者の置かれた状況や自身の行為の罪深さを自覚させるための矯正教育に取り組んでほしい。また、加害少年、その家族に対する教育等や加害者相談窓口の設置など、再犯防止の取組を進めてほしい。	101 102 104	法務省	刑事施設及び少年院において実施している「被害者の視点を取り入れた教育」においては、被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況について理解し、罪の重さを認識するよう指導しています。引き続き、同指導の充実に努めてまいります。 また、少年院においては、少年院出院者等の相談に対応しているほか、少年鑑別所（法務少年支援センター）においては、地域の関係機関等の依頼に応じ、例えば、矯正施設出所（院）者の相談や、問題行動のある児童・生徒等の支援に取り組んでいます。引き続き、それらの施策の充実に努めてまいります。 保護観察所においては、被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件による保護観察対象者に対し、犯した罪の大きさを認識させ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応するよう促すことを目的とした「しよく罪指導プログラム」を実施しています。 また、保護観察対象者の保護者に対しても、対象者の処遇に対する理解・協力の促進や保護者の監護能力の向上を図るための指導・助言を行っています。 なお、地方公共団体における再犯防止の取組も促進してまいります。
230	「刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度」について、被害者が自らの感情や思いを伝えられるような支援を行うとともに、加害者の言動による二次的被害を防ぐための支援も行う体制を構築してほしい。	154 156	法務省	本制度の運用に当たっては、可能な限り被害者等の方々がお話をしやすい環境を整える必要があることから、被害者等の方々の御意向を十分に踏まえた上で、聴取日時・場所等の調整を行っているほか、被害者等の方々の御希望があれば、聴取時に第三者の同席を認めるなどの対応を行っており、引き続き、被害者等の方々に十分に配慮した運用に努めてまいります。 また、本制度の利用に当たっては、伝達時の受刑者等の反応（当該心情等について述べたこと等）が、必ずしも被害者等の方々の期待する内容とはならないことも想定されることから、被害者等の方々に対しては、制度の利用に先立ち、この点について十分に説明するとともに、伝達時の受刑者等の反応に係る通知の希望の有無については、慎重に確認することとしているところ、御指摘も踏まえ、引き続き、丁寧・慎重な運用に努めてまいります。
231	「刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度」や「仮釈放等審理における意見等聴取制度」を犯罪被害者等が安心して利用できるよう、犯罪被害者等の精神的状況等を適切に理解し、適切な支援を行うことができる専門性を有する者（精神保健福祉士や弁護士等）の同席等を促進してほしい。	156 158 163	法務省	両制度においては、被害者等の方々と円滑な意思疎通に資する場合や被害者等の方々の不安又は緊張の緩和に資する場合など、同席が相当と認められる場合には、特定の資格者に限ることなく、聴取時に第三者の同席を認める運用としており、引き続き、適切な運用に努めてまいります。
232	「刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度」について、刑事施設側から付添人の旅費を出してほしい。		法務省	御指摘については、旅費の支給を認める付添人の範囲の明確化が困難であるなどの事情もあり、慎重な検討が必要ですが、被害者等の方々からの御要望があれば、聴取場所を調整したり、オンラインにより聴取を実施するなどし、付添人の方も含めて、可能な限り負担のない運用に努めてまいります。

【保護観察中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導】

○ 有識者からの御意見

番号		御意見の内容	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
11	假谷 構成員	加害者による賠償の実態把握が不十分である。例えば、検察官から事件終了後1年経過後に、賠償がなされているかを問い合わせるなど、実効調査を行われない。また、地方更生委員会における聴取の際に、統計をとることも可能なはず。保護観察条件で、被害者への賠償が記載されているから、賠償をしていない場合に、仮釈放の取り消しを実施するなど。	11	警察庁 法務省	【警察庁】 (前段) 警察庁においては、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができる状況の実態等を調査するため令和5年度に「犯罪被害類型別等調査」を実施したところ。今後も、調査の質問内容をはじめとした実施方法等の必要な検討を行いつつ、引き続き実施していく。 【法務省】 (中段) 検察官が刑事手続の終了後に、加害者又は被害者に対して賠償の有無を問い合わせることについては、そのような問合せを行い得る法的根拠をどのように考えるかといった課題もあるため、対応は困難である。 意見等聴取制度とは、加害者の仮釈放等の審理を行う地方更生保護委員会が、被害者から仮釈放等に関する意見等を聴取する制度であり、賠償がなされているか等をお尋ねする制度ではないため、本制度を活用して統計をとることは困難である。 (後段) 保護観察開始前から賠償が実施されている場合や、賠償額が確定していない場合があることなどから、賠償の実施件数等は、必ずしも保護観察における指導の状況を把握するための指標とはならないと考えているが、ご指摘を踏まえ、どのような賠償の実施状況の把握が可能であるか検討してまいりたい。 保護観察において、保護観察対象者に被害者等に対する慰謝の措置をとることを直接特別遵守事項によって義務付けることには以下のような問題があると考えられ、賠償を義務付けることはしていないため、賠償をしていないことを理由に仮釈放を取り消すことは困難である。 ・被害弁償の実施を義務付けた場合は、保護観察対象者の置かれた環境、能力や保護観察期間等によっては、不可能を強いることになるおそれがあり、また、本来は民事手続で解決されるべき債務の履行を、遵守事項違反時の不良措置という威嚇を背景として、強制することとなり得ること ・特別遵守事項は、その違反が不良措置の事由となり得ることから、内容の明確性が求められるところ、被害弁償に努めることを義務付けた場合は、被害弁償に努めたかどうかを認定することが困難であること
82	假谷 構成員	今後の一般遵守事項としての指導が被害弁償につながることを期待する。 加害者に対する指導監督の具体的な内容について明らかにされたい。 被害者等の安全を脅かす事例などはあったのか、あるとすれば、その数は何件くらいか、明らかにされたい。	102	法務省	(被害弁償・指導監督の具体的な内容) 令和5年12月から施行された改正更生保護法において、指導監督の方法として、被害者等の被害を回復又は軽減に誠実に努めるよう必要な指示等の措置をとることが定められたことを踏まえ、保護観察においては、被害者のある犯罪又は非行をした保護観察対象者に対し、その状況等に応じ、被害者等の被害に関する心情や置かれている状況等を理解することや、しよく罪計画を立てその実行に努めること、しよく罪指導プログラムを受けることなどについて生活行動指針を設定し、これに即して生活し及び行動するよう必要な指示等を行うなどの指導監督を実施している。 (被害者等の安全を脅かす事例) お尋ねの件数については把握しておらず、お答えすることは困難である。
84	假谷 構成員	加害者から被害者に対する賠償がされた事例はどの程度あるか。贖罪のためのプログラムが実施されているとは思えない。	104	法務省	保護観察中の者による被害弁償の件数は把握していないものの、保護観察においては、被害者のある重大な犯罪をした保護観察対象者に対し、犯した罪の大きさを認識させ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応するよう促すことを目的とした「しよく罪指導プログラム」を実施している。 令和4年10月からしよく罪指導プログラムを改定し、内容を充実させるとともに実施対象を拡大したところであり、令和5年は全国で1,502件実施した。
85	假谷 構成員	しよく罪指導プログラムの実施は、重大犯罪に限るとしても犯罪認知件数に比して少ないのではないか。 しよく罪指導プログラムの具体的な内容はどのようなものか。贖罪プログラム実施の効果はあるのか。 贖罪プログラムの実施とその後の被害弁償件数との相関を確認されたい。	104	法務省	しよく罪指導プログラムは、保護観察に付された者のうち、被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件により保護観察に付された者、その他被害の状況や被害者感情等を踏まえしよく罪指導プログラムを実施することが必要と判断した者に実施しているものである。 指導プログラムは以下の全4課程で構成されており、各課程の内容は以下のとおりである。 ①自己の犯罪行為やその責任について考えさせること ②被害者等の心情や置かれている状況等を理解させること ③被害者等への謝罪や被害弁償に関する対応や考えについて整理させること ④具体的なしよく罪計画を作成させること 保護観察中の者による被害弁償の件数は把握していないものの、保護観察官は、これら4課程の終了後、実施対象者と面接を行い、その内容を確認し、作成させたしよく罪計画に基づき、被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、指導等を行っているところ。 保護観察開始前から賠償が実施されている場合や、賠償額が確定していない場合があることなどから、賠償の実施件数等は、必ずしも保護観察における指導の状況を把握するための指標とはならないと考えているが、ご指摘を踏まえ、どのような賠償の実施状況の把握が可能であるか検討してまいりたい。
122	假谷 構成員	今後保護観察対象者の被害弁償の実態について統計を取っていただきたい。	160	法務省	保護観察開始前から賠償が実施されている場合や、賠償額が確定していない場合があることなどから、賠償の実施件数等は、必ずしも保護観察における指導の状況を把握するための指標とはならないと考えているが、ご指摘を踏まえ、どのような賠償の実施状況の把握が可能であるか検討してまいりたい。

番号	御意見の内容		関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
123	假谷 構成員	具体的な賠償計画を立てたのは何件か。賠償計画を立てるにあたり、被害者に意向を問いつけているか。聞かないのはおかしいのではないか。賠償計画に則って賠償がされているのか。	162	法務省	保護観察処遇段階における賠償計画に関する件数は把握していないが、令和5年にしよく罪指導プログラムを実施した件数は、1,502件である。 保護観察所においては、心情等聴取・伝達制度等により聴取した被害者等の心情等を十分に踏まえつつ、しよく罪計画を立てその実行に努めることを生活行動指針として設定するなどして、被害弁償に向けた指導を行っている。 保護観察官は、例えば、保護観察対象者に対し弁償金の振り込み状況が記録された通帳の提示を求めるなど、必要な実態把握を行いつつ、必要な指導を実施しているところ。
133	武 構成員	保護司や保護観察官の中には、被害者のことは自らの仕事でないという意識を持っている人がいる。これらの人々に対する周知や研修を重ねて実施していただきたい。	198	法務省	令和5年12月に改正された更生保護法において、矯正施設収容中の生活環境の調整、仮釈放等審理、保護観察等の同法の規定によりとる措置は、いずれも被害者等の被害に関する心情やその置かれている状況等を十分考慮して行うことが明記された。 こうした規定も踏まえ、地方更生保護委員会及び保護観察所においては、保護観察対象者の処遇に従事する保護観察官に対し被害者等の心情等の理解に資する研修を実施しているほか、保護司に対しても、同様の研修の機会を設けることなどに配慮することとしており、こうした研修を引き続き適切に行ってまいりたい。 また、保護観察所に配置されている被害者担当の保護観察官及び保護司に対する研修において、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義、事例研究及び犯罪被害者等支援に関する実践的技能を修得させるための演習等を実施しているところ、被害者担当以外の職員にも当該研修の聴講を案内しているところである。

○ 国民からの要望・意見

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
45	加害者による損害賠償の実現のため、保護観察制度を弾力的に活用することを検討してほしい。		法務省	保護観察所においては、被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件による保護観察対象者に対し、犯した罪の大きさを認識させ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応するよう促すことを目的とした「しよく罪指導プログラム」を実施するとともに、面接等により、被害弁償の履行状況等を疎明資料等によって把握し、被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう指導しています。

【加害者が自ら損害賠償を履行するに当たっての実際上の課題への対応】

○ 国民からの要望・意見

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
47	刑事施設収容中や出所後に加害者が損害賠償の支払いを申し出る場合の連絡先を加害者に提供する仕組みを設けてほしい。	9	法務省	心情等聴取・伝達制度により、被害者等の希望があった場合に、被害者等の連絡先を加害者に伝達することが可能です。 現行法令上も、信書の発受等の外部交通を通じて、被害者等の方々において、加害者に対し連絡先を教示することは可能であり、引き続き、二次的被害等にも十分に留意しながら、適切な外部交通の運用に努めてまいります。

論点2 加害者による損害賠償責任の履行促進及び損害賠償請求等の負担軽減

- 損害賠償の履行確保に向けた制度の見直しや各種負担の軽減
 - ・ 損害賠償命令制度及び刑事和解制度の活用状況
 - ・ 時効の更新に関する負担軽減
 - ・ 第三者からの情報取得手続（改正民事執行法）の活用状況
 - ・ 先取特権の付与や執行手続の負担軽減（ワンストップ化）
 - ・ その他負担の軽減（印紙代等）

■ **議論の観点** ※効率的に議論を行っていただくために事務局で記載したものであり、議論に制約を設けるものではありません。

- 賠償額の確定や債務名義の取得などに当たって、犯罪被害者等の負担をどのように軽減するか。
（既存の制度の活用状況をどのように評価するか、どのように制度の周知を図り、利用可能な制度を確実に利用してもらうか、など）
- 時効の更新についての手続的・金銭的・精神的負担を指摘する意見が多いが、どのようにその負担を軽減するか。
（例えば、再提訴が負担である、矯正施設収容中の加害者に頭を下げて債務承認を得なければならない、加害者の居所が分からない、といった声があるが、どのような対応が可能か。また、現行制度における負担の少ない方法をいかにして周知するか。）
- 民事執行手続に関する近時の制度改正は犯罪被害者等にとって利用しやすいものになっているか。また、利用してもらうためにどのような施策が講じられるか。
- 養育費について認められているような特例的な取扱いを犯罪被害に係る損害賠償債権について認めることは可能か。
- 上記を含め、印紙代など、金銭的・手続的負担としてどのようなものがあり、また、その負担を軽減する方法としてどのような施策が講じられるか。

■ 前回までの会議における主な御意見

- 損害賠償命令制度の活用状況が横ばい又は減少している状況をどのように評価するか。広報されておらず、活用されていないということはないか。
- 再提訴すること以外にも、より負担がない方法で時効の更新ができることを周知し、活用してもらうべきではないか。
- 心情等の聴取・伝達制度の過程の中で、刑事施設の職員や保護観察官が、加害者による債務承認等の援助をすることはできないのか。
- 債権は一律に同じ取扱いをするのが基本的な民事法の考えであったが、近時の傾向として、特定の債権については、実態に即して特別な取扱いがなされることが増えてきていると言える。損害賠償請求権についても、複数の法律の中で特別な取扱いがされている。
- 損害賠償については、相談できる弁護士が必要である。

本論点に関連する令和6年7月の第44回会議に際していただいた有識者からの御意見と国民からの要望・意見

【損害賠償命令制度及び刑事和解制度の活用状況】

○ 有識者からの御意見

番号	御意見の内容		関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
4	假谷 構成員	周知しているというが、損害賠償命令制度の実数が上がっておらず、利用されていない。実効的な施策を求める。テレビコマーシャル、ウェブ等も含め。	3	法務省	損害賠償命令の申立て件数の推移の理由については、個別の事案ごとに異なるものと考えられ、法務省としては一概にこれを申し上げることは困難である。 その上で、一般論として申し上げれば、金銭的な賠償については、パンフレットやウェブサイトへの掲載による一般的な制度の周知に加え、個々の事案に応じて、被害者に対して、損害賠償命令制度を始めとする各種制度の概要や手続について説明を実施することが、被害者等の要望に沿ったより効果的な支援につながるものと考えている。 検察当局は、損害賠償命令制度の対象となり得る事案の被害者に対しては、個々の事案に応じて、制度の概要や手続について説明するなどの配慮をしているものと承知している。
5	假谷 構成員	刑事損害賠償命令制度は、令和5年の終局件数が282件、令和4年が281件、令和3年が344件と、横ばい又は減少している。他方、被害者参加があった終局件数は、令和5年が1051件、令和4年が1052件、令和3年が1022件であり、過失犯が除かれるとしても利用件数が少なすぎるのは、十分に広報されず、知らされていないからではないか。 (犯罪被害類型別等調査「調査結果用速報」p59には、どのような手続きをとればよいかわからなかったからが32.5%に上っている。)	3	法務省	損害賠償命令の申立て件数の推移の理由については、個別の事案ごとに異なるものと考えられ、法務省としては一概にこれを申し上げることは困難である。 その上で、一般論として申し上げれば、金銭的な賠償については、パンフレットやウェブサイトへの掲載による一般的な制度の周知に加え、個々の事案に応じて、被害者に対して、損害賠償命令制度を始めとする各種制度の概要や手続について説明を実施することが、被害者等の要望に沿ったより効果的な支援につながるものと考えている。 検察当局は、損害賠償命令制度の対象となり得る事案の被害者に対しては、個々の事案に応じて、制度の概要や手続について説明するなどの配慮をしているものと承知している。

【時効の更新に関する負担軽減】

○ 有識者からの御意見

番号	御意見の内容		関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
17	太田 構成員	犯罪者に対し損害賠償債権を有している被害者に対しては、損害賠償債権の消滅時効の成立を防ぐため、犯罪者に損害賠償債務を承認させることにより、再提訴せずとも、時効の更新ができることを広く広報すべきです。受刑者に対し損害賠償債権を有している被害者については、受刑者に対し債務の存在を承認させることを望む場合、刑事収容施設法84条の2を根拠として、受刑者が債務承認書に署名捺印して郵便で被害者に送るように指導するか、又は被害者心聴聴取及び伝達の被害者への結果報告の一環として受刑者が債務を承認した旨の報告するなどの方法により、債務の承認を援助することが望ましいと考えます。加害者が保護観察中は、更生保護法57条1項5号に基づいて、保護観察官がこうした指導をすべきであると考えます。	154 162	法務省	(前段) 時効制度については、平成29年民法改正により大幅な見直しが行われたところであるが、再度の訴えの提起がされた場合や、加害者の財産に対する差押えがされた場合のほか、権利の承認があった場合に、その時から時効期間が新たに進行を始めることは、従前のとおりである。法務省においては、平成29年民法改正後の消滅時効の規律について説明した資料をホームページで公開しているほか、消滅時効制度の趣旨や承認による時効の更新等を紹介するマンガを作成してこれを配布するなどしてきたところである。 (中段) 刑事施設においては、民事上の対応を強制することはできないことから、指導であっても、御指摘のような民事上の手続に関する事項については、どこまで具体的に指導すべきかについては、慎重に検討する必要がある。 また、被害者等の心情等の聴取伝達制度において、御指摘のとおり、伝達結果通知の一環として、受刑者が債務についての意思を表明した場合には、その旨を通知することは可能であるものの、この通知が、民事上の権利の承認に該当するかどうかは個別事情に照らして判断されるべき事柄であり、法務省として、一概にお答えが困難であることを御理解いただきたい。 いずれにしても、法務省としては、改善指導などを通じて、被害者等の被害の回復又は軽減に努めるよう教育的働き掛けを行い、自発的な被害回復等がなされるように努めてまいりたい。 (後段) 御指摘の更生保護法第57条第1項第5号が新設され、保護観察における指導監督の方法として「被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示その他の措置」をとることが明記されたことから、これに基づき、保護観察対象者に対し、犯した罪の重さを認識させ、被害者等の心情等への理解を促すとともに、しよく罪計画等に沿って被害者等への賠償等に誠実に取り組むよう指導することはもとより可能であるが、当該規定が設けられたことを踏まえても、債務の承認等の民事上の権利利益に関する手続についてまで、刑事司法の枠組みにおける権力的作用によって具体的に指導することは、慎重に検討する必要がある。 保護観察においては、しよく罪指導プログラムの実施等の指導監督を通じ、保護観察対象者に対し被害者等の心情や置かれている状況等を理解させ、自発的な被害回復等がなされるよう、保護観察官による指導を適切に実施してまいりたい。 なお、被害者等の心情等聴取伝達制度において、伝達結果通知の一環として、保護観察対象者が債務についての意思を表明した場合には、その旨を被害者等に通知することは可能であるものの、この通知が、民事上の権利の承認に該当するかどうかは個別事情に照らして判断されるべき事柄であり、法務省として、一概にお答えが困難であることを御理解いただきたい。
18	武 構成員	判決から10年後、未払いの加害者に対して、再提訴するときの弁護士や費用の支援がほとんどない。被害者が未払いの加害者に対して直接、連絡を入れたり請求したりすることでトラブルが起こる。そのことで、自分を責めたり加害者の態度や言動で傷つけられている。この問題が解決しないと被害回復はなかなかできない。国が立て替え払いをして、その後、加害者から絶対に回収するというのを考えて欲しい。被害者が苦勞しながら費用もかけて加害者に請求し続けている人は、金額はまちまちではありますが、加害者が支払っている。でも、動けない被害者の場合は、ほとんどが支払われていない。被害者個人でも動くと思わせることが出来ているのだから、国は、加害者からの回収は期待できないからというのではなく、きちんと加害者から回収すること考えて欲しい。被害者自身で動いている人たちは、命を削って動いているように感じるので早急に考えて欲しい。		◎警察庁 法務省	いわゆる立替払制度については、これまでも制度の創設を求める声があり、有識者検討会においても議論がなされたが、制度趣旨の考え方、国の有する責任と加害者の責任との関係等の様々な課題が指摘されているところ。 しかしながら、犯罪被害者等が犯罪被害に起因する様々な影響を受け、経済的にも様々な困難に直面しており、また、加害者からの損害賠償を十分に受けることができない現状にあることから、加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかということを含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組について、引き続き具体的な施策を講じるとともに、犯罪被害者等施策に関係する府省庁が連携し、政府全体として検討してまいりたい。 なお、犯罪被害者等施策の各種支援の充実・強化やその財源については、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望も踏まえて、専門委員会会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えているところ。

○ 国民からの要望・意見

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
36	犯罪被害者の加害者に対する損害賠償債権が判決で確定しても、10年で時効となってしまう、時効を更新するために再提訴などの手続が必要である。これについて、費用負担に対する支援のほか、そもそも時効を撤廃することや債務者が受刑中は時効の進行を停止することなど、負担軽減策を検討してほしい。		◎法務省 警察庁	時効の更新をするために必要な費用負担に対する支援の点については、法テラスの民事法律扶助制度を利用することが可能です。 また、消滅時効の点については、平成29年の民法の改正により財産開示手続が時効の更新事由として明記されたことで、一度確定判決を得れば、その後は改めて訴えを提起せずとも財産開示手続（債権額にかかわらず手数料2000円で申立て可能）により時効を更新させることができるようになるなど、時効の更新手続の負担が軽減されています。なお、一定の債権について消滅時効そのものを撤廃すること等は、消滅時効制度の趣旨に照らして困難です。 その上で、負担の少ない手続をどのように案内していくかを含め、犯罪被害者の負担軽減に向けて何ができるかについては、専門委員等会議における御議論も踏まえて、検討してまいります。

【先取特権の付与や執行手続の負担軽減（ワンストップ化）】

○ 国民からの要望・意見

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
42	生命身体に対する犯罪による損害賠償に係る債務名義については、他の債務に優先して被害者への賠償が行われるよう、先取特権を付与してほしい。		法務省	先取特権は、債務者の財産から他の債権者に優先して自己の債権の弁済を受けることができるという担保権です。 先取特権による債権の回収は、債務者に一定の資力があることを前提とするところ、犯罪の加害者については資力がない場合も多く、このような場合、結局執行不能となることから、不法行為に基づく損害賠償請求権に先取特権を付与することについては、これによる実効性の有無等を慎重に検討する必要があります。これに対応することは困難と考えられます。

【その他負担の軽減（印紙代等）】

○ 国民からの要望・意見

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
35	損害賠償に係る民事訴訟について、 ・訴訟提起時や時効更新のための再提訴に印紙代の負担がかかる ・損害賠償命令制度を利用した場合、かえって通常の民事訴訟手続よりも印紙代がかかる場合がある ・損害賠償命令制度を利用したにもかかわらず、加害者の不服申立てで通常の民事訴訟に移行した場合、被害者が手数料を負担させられているなど、被害者に費用負担が生じていることから、印紙代を不要とするなど、被害者が負担する費用を軽減する方策を検討してほしい。		法務省	損害賠償命令事件において、裁判所は訴因に係る不法行為ごとに審理を進め、損害額を決することが予定されており、これにより申立人の受ける利益や裁判所の負担も訴因ごとに異なるものと考えられることから、1個の訴因に対応する申立てを基準に手数料を算出することとしています。このような制度趣旨を超えてまで申立手数料を申立て1件ごととし、申立手数料の減額を認めることは、厳しい財政事情の下で国費支出の合理性の観点から慎重に検討すべきと考えます。 また、通常の民事訴訟に移行した際の手数料を被害者側が納付することとされているのは、異議の申立てにより民事訴訟法上の訴えの提起があったものとみなされ、通常の民事訴訟を起こした場合と同様に、解決を求める被害者側がまず手数料を支払うこととすべきであると考えられたことによります。 民事訴訟における訴えの提起に要する手数料は、裁判制度を利用する者にその制度の運営費用の一部を負担していただくことが、制度を利用しない者との対比において負担の公平にかなうものであること等を考慮して定められています。 犯罪の被害を受けた方について、訴えの提起に要する手数料を無料にすることについては、上記の観点から慎重に検討する必要があります。 なお、訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者などに対しては、訴訟救助の制度が存在し、これが認められれば、訴えの提起に要する手数料を裁判所に予納する必要はありません。また、民事法律扶助の要件を満たす場合には、法テラスによる援助制度の対象となり得ます。

論点2 加害者による損害賠償責任の履行促進及び損害賠償請求等の負担軽減

- 犯罪被害者等の損害回復にも配慮した犯罪被害給付制度における債権管理の在り方

議論の観点 ※効率的に議論を行っていただくために事務局で記載したものであり、議論に制約を設けるものではありません。

- 現行制度の中で法令に基づき債権管理をするに当たって、犯罪被害者等の損害回復、加害者の責任履行といった観点を踏まえて、どのような配慮があり得るか。

本論点に関連する国民からの要望・意見

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
56	犯罪被害者等給付金の給付によって国に損害賠償債権が移転するところ、国が持つ各種情報を活用し、より徹底して加害者から回収を行ってほしい。その際、被害者にも通知されれば、被害者の債権回収にも資する。	13	警察庁	犯罪被害者等給付金の支給に伴い取得する損害賠償請求権求償権については、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）が求める「財政上最も国の利益に適合する」処理をすることに加え、被害者の損害回復や加害者の責任履行にも配慮した運用の在り方を検討してまいります。

第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点（第2回）

1 基本計画の構成及び検証・評価の方法

○ 基本計画の構成の見直し・施策の整理

○ 取組状況を把握するための指標の設定

2 加害者による損害賠償責任の履行促進及び損害賠償請求等の負担軽減

○ 加害者からの損害賠償の履行促進

- ・ 作業報奨金、自己契約作業による報酬の活用促進
- ・ 矯正施設収容中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導
 - － 被害者の視点を取り入れた教育（特別改善指導）の効果検証
 - － 矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用状況 等
- ・ 保護観察中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導
 - － 改正更生保護法の施行状況 等
- ・ 加害者が自ら損害賠償を履行するに当たっての実際上の課題への対応

○ 損害賠償の履行確保に向けた制度の見直しや各種負担の軽減

- ・ 損害賠償命令制度及び刑事和解制度の活用状況
- ・ 時効の更新に関する負担軽減
- ・ 第三者からの情報取得手続（改正民事執行法）の活用状況
- ・ 先取特権の付与や執行手続の負担軽減（ワンストップ化）
- ・ その他負担の軽減（印紙代等）

○ 犯罪被害者等の損害回復にも配慮した犯罪被害給付制度における債権管理の在り方

3 犯罪被害者等に対する総合的な支援の充実・強化

○ 犯罪被害者等支援における国・地方公共団体・民間団体の役割分担

○ 犯罪被害者等に対する支援内容の充実

- ・ コーディネーターを中心とした地方（支援の現場）における途切れない支援の実現
- ・ 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実及び一般的に利用できる社会福祉等制度の確実な活用
- ・ 被害者支援センターをはじめとする民間団体の役割、組織運営・支援の現状の評価及び支援の充実
- ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の関係機関との連携体制の充実
- ・ 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の導入促進
- ・ 各種制度・サービスに関する情報に対する犯罪被害者等からのアクセシビリティの向上
- ・ 被害時期に応じた適切な支援の提供（特に、殺人事件遺族をはじめとする犯罪被害者等が受ける中長期的な影響（心理面など）とこれらへの対応）
- ・ 犯罪被害者等に対する支援のための財源の確保

○ 犯罪被害者等に接する者に対する研修の充実

- ・ 養成段階、実務段階等の各段階に応じた、犯罪被害者等に接する者（自治体、捜査機関、学校、医療機関、法テラス、民間団体、報道関係者等）に対する犯罪被害者等が置かれた状況に関する理解増進、トラウマインフォームドケア教育等の充実

○ インターネット上の誹謗中傷による二次的被害への対策

4 刑事手続等における被害者参加の確保等

○ 公判前整理手続への被害者参加

○ 被害者参加制度対象事件の拡大

○ 医療観察制度における被害者支援の拡充

- ・ 医療観察審判への被害者参加
- ・ 医療観察制度の対象者である加害者に対する被害者の心情等伝達
- ・ 医療観察制度の対象者である加害者に関する情報の被害者への提供

論点4 刑事手続等における被害者参加の確保等

- 公判前整理手続への被害者参加
- 被害者参加制度対象事件の拡大

議論の観点 ※効率的に議論を行っていただくために事務局で記載したものであり、議論に制約を設けるものではありません。

- 公判前整理手続について、犯罪被害者等又は代理人弁護士に参加を認める制度や運用とすることは可能か。
- 被害者参加制度対象事件について、対象を拡大することは可能か。
また、被害者参加制度の対象とならない事件について、公判傍聴等におけるプライバシー保護が十分ではないのではないかと
の意見が寄せられているが、運用上どのような措置を講じるべきか。

前回までの会議における主な御意見

- 犯罪被害者等への情報提供等を充実させることを検討してほしい。

本論点に関連する国民からの要望・意見

【公判前整理手続への被害者参加】

要望番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
218	被害者等及び被害者参加弁護士が公判前整理手続に参加する権利を法律で定めるべきである。	132	法務省	被害者参加制度は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成20年施行）により導入されたものであるところ、公判前整理手続期日は、基本的には、裁判官、検察官及び弁護士による率直な意見交換を通じて争点を整理し、審理計画を策定する場である上、仮に、被害者参加人等の出席を許すこととすると、その結果、被害者参加人等が検察官や被告人・弁護人の主張や取調べ請求予定の証拠等の内容に触れるなど、事前に様々な情報に接することとなり、そのような情報に触れた被害者参加人等が、その後に証人として証言した場合には、証言の信用性が損なわれるおそれもあることなどから、制度導入時に、公判前整理手続期日については、被害者参加人等が出席することができることはされなかったものです。前記の改正法の附則第9条において、その施行後3年を経過した場合における検討が求められていたことから、法務省において、平成25年1月から平成26年7月まで、被害者関係団体、刑事法研究者、日本弁護士連合会、裁判所、検察庁、法務省の各関係者が出席する「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催し、制度上及び運用上講ずべき措置の可否等について意見交換を行いました。その上で、公判前整理手続への被害者参加人又は被害者参加弁護士の関与については、同意意見交換会の議論を踏まえ、法改正を行わないこととしたところであり、慎重に検討すべきと考えます。 なお、現在、検察庁においては、被害者参加人等の意向に応じ、それらの方々にに対し、適宜の時期に、検察官が刑事裁判の公判前整理手続等の経過及び結果について必要な説明を行っているものと承知しています。
219	基本計画に「裁判員裁判における公判前整理手続に被害者参加代理人弁護士が参加できる制度を設ける」との記載を盛り込んでほしい。	132	法務省	
220	公判前整理手続に犯罪被害者及び代理人弁護士が参加できないことで、被害者側の準備面等において支障が生じていることから、同手続に犯罪被害者や被害者参加代理人弁護士が参加できるようにしてほしい。特に裁判員裁判においては審議が短期間に集中するため、参加の必要性が高い。	132	法務省	

【被害者参加制度対象事件の拡大】

要望番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
221	被害者参加制度対象事件に関して、現行の制度対象事件と同様に、加害者が犯行に至った理由や、事件の詳細を被害者が知りたいと考える一方、遮へい措置等がないことで一般傍聴のハードルが高い以下の犯罪について、被害者参加対象事件に加えてほしい。 ①ストーカー行為等の規制等に関する法律違反 ②私事性的画像記録提供等罪／いわゆるリベンジポルノ（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律違反） ③性的姿態等撮影罪等（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律違反） ④迷惑防止条例違反 ⑤児童福祉法違反 ⑥暴行罪、住居侵入罪（性犯罪、ストーカー犯罪において性的事実が訴因から落ちて当該罪のみでの起訴となる例があるため）	132 83	法務省	被害者参加制度は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成20年施行）により導入されたものであるところ、被害者参加制度の対象となる事件の範囲は、「個人の尊厳」の根幹をなす人の生命、身体等に害を被った被害者等を対象としつつ、意見陳述（刑訴法第292条の2）の申し出状況を踏まえた犯罪被害者等のニーズ等を総合的に考慮して定められたものです。前記の改正法の附則第9条において、その施行後3年を経過した場合における検討が求められていたことから、法務省において、平成25年1月から平成26年7月まで、被害者関係団体、刑事法研究者、日本弁護士連合会、裁判所、検察庁、法務省の各関係者が出席する「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催し、制度上及び運用上講ずべき措置の可否等について意見交換を行いました。その上で、対象犯罪の範囲の拡大については、同意意見交換会の議論を踏まえ、法改正を行わないこととしたところであり、慎重に検討すべきと考えます。 なお、現在、検察庁においては、犯罪被害者等の意向に応じ、それらの方々にに対し、適宜の時期に、検察官が刑事裁判の内容について必要な説明を行っているものと承知しています。

論点4 刑事手続等における被害者参加の確保等

- 医療観察制度における被害者支援の拡充
 - ・ 医療観察審判への被害者参加
 - ・ 医療観察制度の対象者である加害者に対する被害者の心情等伝達
 - ・ 医療観察制度の対象者である加害者に関する情報の被害者への提供

■ 議論の観点 ※効率的に議論を行っていただくために事務局で記載したものであり、議論に制約を設けるものではありません。

- 医療観察に係る一連の手続の中で、犯罪被害者等の心情に配慮した取組としてどのようなことができるか。
 - ・ 審判段階においては被害者等の傍聴が可能だが、十分に活用されているか。また、意見陳述をしたいとの声もあるが、どうか。付添人の傍聴を許すことについては、どうか。
 - ・ 一般の刑事事件のように、被害者等の心情等の伝達の仕組みを設けることは可能か。入院処遇ガイドラインにおいては、入院処遇の目標・理念として「被害者に対する共感性を養う」ことも挙げられているが、治療との関係ではどうか、
 - ・ 被害者等への情報提供の内容やタイミングは適切か。見直す余地はないか。
 - ・ その他、医療観察制度の対象となった事件の被害者等に対する支援として実施すべき施策はあるか。
 - ・ 検討の前提として、実態把握を行う必要はないか。また、行う場合には、どのような点について、どのような方法で行うのがよいか。

■ 前回までの会議における主な御意見

- 医療観察制度の対象となった事件の被害者等への支援について、現行基本計画策定の際も多く意見があったにもかかわらず、十分な施策が盛り込まれていないのではないかと。犯罪被害者等の権利を守るという観点からしっかりと議論すべきである。
- 医療観察制度の対象となった事件の被害者等が置かれた状況の実態調査について、困難である理由が示されているが、やり方は考えられるのではないかと。

本論点に関連する国民からの要望・意見

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
233	医療観察法の目的に「被害者等の権利利益の擁護」または「制度に対する被害者等の十分な理解を得ること」を加えてほしい。		◎法務省 厚生労働省	医療観察法は、平成17年の施行以来、おおむね順調に運用されているものと受け止めており、現時点において、直ちに改正すべき点があるものとは考えていません。 また、医療観察制度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者について、その病状の改善及びこれらに伴う同様の行為の再発の防止を図ることで、その社会復帰を促進することを目的とするものであることから、「被害者等の権利利益の擁護」等を同制度の目的として位置づけることは困難です。
234	第5次計画では、医療観察法の改正も含め、被害者等の権利利益に関する法制度の拡充を施策に加えてほしい。 少なくとも成人同様に加害者の刑事責任能力を問うことができない少年審判と同程度には医療観察事件の被害者等の権利利益に関する法制度が整備されてしかるべきである。		◎法務省 厚生労働省	他方で、犯罪被害者等基本法における「犯罪被害者等」には医療観察の申立てがあった事件の被害者等も含まれると解されていることから、医療観察法の解釈及び運用において、「犯罪被害者等の権利利益の保護」（犯罪被害者等基本法第1条）の重要性を踏まえる必要があることは、御指摘のような文言を医療観察法第1条第1項に加えるか否かにかかわらず当然のことであると考えています。 その上で、現行の医療観察法においては、被害に遭われた方やその御遺族が、具体的にどのような他害行為が行われたのか、対象者がどのような手続によりどのような内容の処遇を受けることになるのかなどといった点に御関心をお持ちになるのは当然であることを踏まえ、こうした御関心にお答えするため、裁判所が被害者等による審判の傍聴を許すことができることとされ（同法第47条第1項）、裁判所が被害に遭われた方等から申出を受けたときには、原則として審判の結果を通知しなければならない（同法第48条第1項）などとされています。
235	医療観察制度の中に被害者等の権利・利益の保護を位置付けるべく、被害者・弁護士・医療従事者等の専門家を構成員とする検討会を開催したり、被害者からのヒアリングを実施したりしてほしい。		◎法務省 厚生労働省	また、検察当局においても、被害に遭われた方やその御遺族の心情等に配慮し、（事件関係者の名誉やプライバシー等の保護の要請も考慮しながら）個々の事件における起訴・不起訴の判断の理由を丁寧に説明しているものと承知しています。 法務省としては、引き続き、こうした規定の運用及び実務上の取扱いを通じて、被害に遭われた方やその御遺族から十分な御理解を得るために必要な取組みがなされることが重要であると考えています。
236	対象者が刑罰を受ける代わりに医療観察法による医療や観察等を受けて社会復帰することについて、被害者等から十分に理解を得られるようにしてほしい。	73	◎法務省 厚生労働省	検察庁においては、事件処理に当たり、犯罪被害者等の希望を踏まえ、事件関係者の名誉やプライバシー等の保護の要請にも配慮しながら、必要な事項について説明するよう努めてまいります。
242	医療観察審判について、被害者等の傍聴のみならず、代理人弁護士や付添人（犯罪被害者支援団体の支援員等）等の傍聴を認めてほしい。		法務省	医療観察法においては、被害に遭われた方やその御遺族の御関心に応えるため、裁判所が個々の事案に応じ、被害者等の審判期日における審判の傍聴を許すことができることとされています（同法47条第1項）。 もっとも、審判においては、対象者の精神障害の種類や過去の病歴、現在及び対象行為を行った当時の病状・治療状況等の人の精神状態等に関する事実も明らかにされるところ、こうした事実は、プライバシーの根幹に深く関わるものである上、これを明らかにすることで対象者の治療や円滑な社会復帰に支障を来すおそれもあると考えられることから、審判は原則として非公開とされており（同法31条第3項）、このこととの関係で、代理人弁護士や付添人に傍聴を認めることについては慎重な検討が必要であると考えられます。
243	医療観察審判について、被害者等及び代理弁護士による参加を認めてほしい。		法務省	医療観察制度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者について、継続的かつ適切な医療等を行うことによって、その病状の改善及びこれらに伴う同様の行為の再発の防止を図ることで、その社会復帰を促進することを目的とするものであって、刑罰に代わる制裁を科すことを目的とするものではありません。そのため、対象者に対する被害者等の心情やその処遇に関する意見等を直接審判結果に反映させることは適当ではないと考えられ、審判期日に被害者等及び代理人弁護士の参加を認めることについては、慎重な検討が必要であると考えています。 検察当局においては、捜査の過程で、被害者等から、被害の状況のみならず、被害後の状況や心情等についても聴取しており、その上で、医療観察法における申立てをした場合には、本法による処遇の要否及び内容が適切に決定されるために必要な範囲で、これらの被害者等からの聴取結果も含む一連の捜査資料を裁判所に対して提出しているものと承知しております。
244	医療観察手続について、審判期日前の事前協議（カンファレンス）への被害者等の参加を認めてほしい。		◎法務省 厚生労働省	医療観察制度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者について、継続的かつ適切な医療等を行うことによって、その病状の改善及びこれらに伴う同様の行為の再発の防止を図ることで、その社会復帰を促進することを目的とするものであって、刑罰に代わる制裁を科すことを目的とするものではありません。そのため、対象者に対する被害者等の心情やその処遇に関する意見等を直接審判結果に反映させることは適当ではないと考えられ、審判期日と同様、審判の準備のために行われる打合せ期日についても、被害者等及び代理人弁護士の参加を認めることについては、慎重な検討が必要であると考えています。 検察当局においては、捜査の過程で、被害者等から、被害の状況のみならず、被害後の状況や心情等についても聴取しており、その上で、医療観察法における申立てをした場合には、本法による処遇の要否及び内容が適切に決定されるために必要な範囲で、これらの被害者等からの聴取結果も含む一連の捜査資料を裁判所に対して提出しているものと承知しております。
245	医療観察手続について、審判（当初審判、退院許可審判等）の期日において被害者遺族に心情等の意見陳述の機会を与えてほしい。		法務省	医療観察制度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者について、継続的かつ適切な医療等を行うことによって、その病状の改善及びこれらに伴う同様の行為の再発の防止を図ることで、その社会復帰を促進することを目的とするものであって、刑罰に代わる制裁を科すことを目的とするものではありません。そのため、対象者に対する被害者等の心情やその処遇に関する意見等を直接審判結果に反映させることは適当ではないと考えられ、審判期日において、被害者等に心情等の意見陳述の機会を与えてほしいとの御要望については、慎重な検討が必要であると考えています。 検察当局においては、捜査の過程で、被害者等から、被害の状況のみならず、被害後の状況や心情等についても聴取しており、その上で、医療観察法における申立てをした場合には、本法による処遇の要否及び内容が適切に決定されるために必要な範囲で、これらの被害者等からの聴取結果も含む一連の捜査資料を裁判所に対して提出しているものと承知しております。
246	医療観察手続における被害者参加が進められるべきであり、その一環として、国選被害者参加弁護士制度のように、国費を投じて被害者をサポートする体制を構築してほしい。		法務省	医療観察制度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者について、継続的かつ適切な医療等を行うことによって、その病状の改善及びこれらに伴う同様の行為の再発の防止を図ることで、その社会復帰を促進することを目的とするものであって、刑罰に代わる制裁を科すことを目的とするものではありません。そのため、医療観察法に係る手続に被害者等が参加できるようにすること自体について、こうした医療観察制度の目的との関係で、慎重な検討が必要であると考えています。 医療観察の申立てがなされた事件に限るものではありませんが、被害に遭われた方やその御遺族への支援として、法テラスによる支援制度等があるものと承知しています。

番号	御意見の内容	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
247	医療観察手続について、 ・ 不起訴事件記録、医療観察事件記録、鑑定書等の記録の閲覧謄写 など、被害者等に記録の閲覧を認める制度を創設してほしい。	150 151	法務省	医療観察法第32条第1項は、医療観察法に係る処遇事件の記録・証拠物については、原則として閲覧・謄写することができない旨を定めています。 その理由は、これらの記録・証拠物の中には、対象者の精神の状態等そのプライバシーの根幹に深くかかわる事実が含まれていることから、これをみだりに明らかにすることは、対象者の社会復帰の促進という本法の最終的な目的を阻害することとなると考えられたためです。 医療観察手続について、記録・証拠物の閲覧・謄写の制度を整備することは、こうした医療観察制度の目的との関係で、慎重な検討が必要であると考えられます。 個別の確定記録や不起訴事件記録の閲覧請求については、記録を保管する検察庁の検察官（保管検察官）において、閲覧の許可やその範囲を判断しています。 その上で、不起訴事件記録の閲覧請求について一般論を述べると、不起訴事件記録については、刑事訴訟法第47条により、原則としては公にしてはならないものとされ、同条ただし書により「公益上の必要その他の事由」がある場合は、相当と認められる範囲で開示が認められるものとされており、民事損害賠償のための記録開示等を行うなど事案に応じた対応をしています。 また、被害者参加対象事件については、被害者の方々などが事件の内容を知ること等を目的とする場合であっても、「公益上の必要その他の事由」に該当するものとし、客観的証拠については弾力的にその閲覧を認めるという運用となっています。
248	医療観察審判の結果を単に通知するだけでなく、裁判官、精神保健審判員、社会復帰調整官等から審判結果を説明してほしい。		◎法務省 厚生労働省	加害者がどのような手続により、どのような内容の処遇を受けることとなるのか等についての重大な他害行為の被害者等の方々の関心に応えるため、医療観察法は、裁判所が、個々の事案に応じ、審判期日において裁判所が入院等の決定を行う場合も含め、被害者等に審判期日における審判の傍聴を許すことができることとしています（同法第47条第1項）。 他方で、審判期日における傍聴とは別に、被害者等の方々に対して裁判官等が審判結果を説明する制度を設けることにつきましては、裁判所の判断に影響を及ぼす可能性がある上、裁判手続全般の在り方に関わる問題でもあることなどから、慎重な検討が必要であると考えています。
249	医療観察制度の対象者に関する情報提供について、被害者が申出のために保護観察所に行くことが必要とされており、手続的負担があることから、更なる負担の軽減が可能か検討してほしい。	73	法務省	医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する情報提供については、被害者等からの申出ごとに情報提供を行っていたところ、令和6年1月から、被害者等から継続的な情報提供の希望がある場合は、初回の申出後に再度の申出を受けることなく、処遇段階の変更等の事情が生じた場合に情報提供を行うこととして申出の利便性を向上させ、手続的負担の軽減を図ったところです。 保護観察所において、本情報提供制度の利用が可能な被害者等に当たるか否かの確認を慎重に行うなどのため、基本的には保護観察所への来庁による申出をお願いしていますが、被害者等の状況や事情等により、郵送等でも申出いただけることとしています。
250	医療観察制度の対象者に関する被害者への情報提供について、以下の点について内容の拡充を検討してほしい。 ①入院処遇中の具体的な処遇の状況についての情報提供 ②処遇を通じて、自身の加害行為や被害者に対してどのような認識を持ったかについての情報提供 ③処遇中の情報提供の頻度の拡大や被害者の要望に応じた情報提供 ④裁判所による退院許可決定があった場合の、退院前の事前の情報提供 ⑤裁判所による退院許可決定について、再犯のおそれが低いと判断された理由についての情報提供 ⑥医療観察法による処遇の終了時の事前の情報提供	73	◎法務省 厚生労働省	保護観察所で実施している医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する情報提供制度については、犯罪被害者等基本法の目的等を踏まえつつ、対象となる加害者（以下、対象者）の同意を得ずに、被害者等からの申出に応じて原則として一律の項目について保護観察所から情報提供するものです。そのため、情報提供の項目は、対象者の社会復帰の促進や個人情報保護等を考慮し、保護観察所が裁判所から決定の通知を受けて開始又は終了した入院・通院（退院）等の処遇の段階、精神保健観察における接触状況等、保護観察所から提供可能な限られた範囲としています。 令和6年1月から、処遇段階が終了した場合には終了年月日に加えて、終了事由についても情報提供を行うこととしたほか、これまで申出ごとに情報提供を行っていたところ、被害者等から継続的な情報提供の希望がある場合は、初回の申出後、再度の申出を受けることなく、処遇段階の変更等の事情が生じた場合に情報提供を行うこととしました。 本情報提供制度については、令和5年12月に運用の改善のための改正を行い、令和6年1月から改正後の運用を開始したところであり、今後の運用状況を注視していく必要があると考えております。 なお、御要望には、上記保護観察所が実施する情報提供制度にかかわらず、医療観察制度における入院中及び通院中の対象者の指定医療機関による医療に関する情報提供を求めるものが含まれていると思われますが、これらの情報提供については、対象者の個人情報保護、社会復帰及び治療に与える影響の大きさから、慎重な議論を要するものと考えています。
251	医療観察制度において、刑事事件の心情等聴取・伝達制度と同様、審判後の処遇時（入院中・通院中）に心情を伝達する（直接を含む）機会を与えてほしい。		◎厚生労働省 法務省	刑事事件の心情等聴取・伝達制度と同様に被害者の心情を伝える機会を医療観察法の対象者に対して設けることについては、その目的及び治療に与える影響の大きさ等を勘案しつつ検討してまいります。
252	被害者・弁護士・医療機関等の専門識者の参加による「医療観察法被害者の支援に関する検討会」を開催し、刑法39条事案の被害者に対する情報提供の不作為解消のための根本的な法改正・運用改善を行うべきである。		◎法務省 厚生労働省	医療観察法は、平成17年の施行以来、おおむね順調に運用されているものと受け止めており、現時点において、直ちに改正すべき点があるものとは考えていません。 他方で、刑法第39条（心神喪失及び心神耗弱）事案の被害者等の方々に対する情報提供として、検察庁においては、事件処理に当たり、犯罪被害者等の方々の希望を踏まえ、事件関係者の名誉やプライバシー等の保護の要請にも配慮しながら、必要な事項について説明するよう努めているものと承知しています。また、保護観察所においては、被害者等の方々の希望に応じて医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する情報提供を実施しており、これについては、令和6年1月に運用の改善を図り、適正に運用されているものと承知しています。 被害者等の方々に対するこれらの情報提供については、今後とも、被害者等の方々の心情等に配慮し、適切な運用に努めていくものと承知しております。
253	医療観察事件の対象者に社会復帰調整官がいるように、医療観察事件の被害者等の支援に当たる専門職を設置してほしい。		◎法務省 厚生労働省	全国検察庁には、犯罪被害者等の方々全般に対して支援に携わる被害者支援員を設置しており、被害者支援員は、被害者の方々からの様々な相談への対応を行っているほか、被害者の方々の状況に応じて種々の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの活動も実施しています。
375	調査研究の推進において、医療観察事件被害者等の状況把握・医療観察法対象者の実態調査を追加してほしい。	230	◎法務省 厚生労働省	御要望のあった調査を法務省において行うためには、医療観察事件の記録調査が手段として考えられるものの、刑事確定記録の中から医療観察事件のみを選別する有効な手段を持ち合わせておりません。仮に選別できたとしても、通常、閲覧できるのは、医療観察法の審判申立の前提となる不起訴処分又は無罪判決までの記録に限られ、被害者や対象者に関する情報は事件当時のものが中心となり、事件後の状況、殊に医療観察手続開始後の被害者の被害感情や、対象者に関する感情の変化等に関する情報、対象者の事件への向き合い方や被害者に対する感情等に関する情報などは含まれていないことから、御要望のような実態調査を行うことは困難であるものと思料します。 また、医療観察法では、審判に関する記録の閲覧には裁判所の許可を要すると規定されていることなどからすると、審判に関する記録の閲覧を確実にできる見込みはなく、他に有効な調査の手法もないことから、審判記録の閲覧を前提とした調査の実施も困難です。

論点3 犯罪被害者等に対する総合的な支援の充実・強化

- 犯罪被害者等支援における国・地方公共団体・民間団体の役割分担
- 犯罪被害者等に対する支援内容の充実
 - ・ コーディネーターを中心とした地方（支援の現場）における途切れない支援の実現
 - ・ 被害者支援センターをはじめとする民間団体の役割、組織運営・支援の現状の評価及び支援の充実
 - ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の関係機関との連携体制の充実
 - ・ 各種制度・サービスに関する情報に対する犯罪被害者等からのアクセシビリティの向上

議論の観点 ※効率的に議論を行っていただくために事務局で記載したものであり、議論に制約を設けるものではありません。

- 国・地方公共団体・民間団体の役割分担をどのように考えるか。地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会の取りまとめに示された考え方を基本計画にも盛り込むこととしてよいか。
- 犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とした多機関ワンストップサービスを各都道府県で確立するために、次期計画期間中にどのような取組が必要か。
- 犯罪被害者等は、自身が必要とする支援、受けることができる支援が分からないことも多いが、どのような形で支援を提供するのがよいか。
- 多機関ワンストップサービスの中で、被害者支援センター（犯罪被害者等早期援助団体）にはどのような役割が求められるか。被害者支援センターの財政面や人材面の課題にどのように対処するか。
- 多機関ワンストップサービスの中で、特に、性犯罪・性暴力、DV、こどもなどの潜在化しやすい犯罪被害者等については、それぞれどのような機関の連携が必要か。
- 犯罪被害者等が利用できる制度・サービスについて、犯罪被害者等に知ってもらう・活用してもらうにはどうすればよいか。ウェブサイトについて今後どのような工夫が必要か。

■ 前回までの会議における主な御意見

- 犯罪被害者週間に合わせて石破総理からのメッセージが寄せられたが、犯罪被害者等やその支援者の立場からすれば大変ありがたいことである。国民への訴求力のある広報啓発を国が進める必要がある。
- 犯罪被害者等施策を更に推進していくために、国の司令塔機能を更に強化していく必要がある。
- 地方公共団体がコーディネーターを設置しようと取り組む中で生じている課題を解消する必要がある。犯罪被害者等に接する機会が多い方がコーディネーターになる場合は行政の仕組み・制度に明るくない場合が多く、その反対もある。コーディネーターに求める役割の優先順位付けや、民間団体も含めて組織として支える仕組みが必要になるのではないかな。
- 市町村における条例制定を更に推進していくべきである。
- 「ワンストップ」という観点に加え、受けることができる支援を積極的に提案する「プッシュ型支援」という観点も重要である。また、転居した場合でも同様の支援が受けられるようにする必要があるのではないかな。
- 被害者支援センターは、経済的基盤が脆弱であり、また、支援者が高齢化しているので人材確保・育成が課題となっている。今後10年で運営が立ちゆかなくなるセンターがあるのではないかと危機感を持っており、喫緊に取り組むべき課題である。
- こどもなど、潜在化しやすい犯罪被害者等を支援する体制については、具体的な施策を次期計画に盛り込むべきである。

本論点に関連する令和6年7月の第44回会議に際していただいた有識者からの御意見と国民からの要望・意見

【犯罪被害者等支援における国・地方公共団体・民間団体の役割分担】

○ 国民からの要望・意見

要望番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
268	条例未整備の市町村に対し、国がヒアリングするなどして、積極的な情報、ノウハウの提供や財政的な支援を行うべきである。 また、既に制定している自治体が改正に向けて条例の内容を比較検討できるようなポータルサイトを作成するべきではないか。この際、条例だけではなく、被害者支援に従事する組織体制、専門職の有無、予算も比較できるようにすることが求められる。	166	警察庁	警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定・改定に向けた検討に資する資料の提供を行っており、引き続き、ウェブサイトに掲載する情報の更新も含め、地方における支援の充実に向けた検討を行ってまいります。
269	地域や担当者による格差をなくすため、国から現場で何をすればいいのかが針等を出して明確に指示してほしい。そのための必要な予算、要員を育成するための具体的な計画を考えてほしい。また、被害者支援の現場の困り事や悩んでいることなどを吸い上げ、現場にフィードバックしてほしい。	166	警察庁	令和6年4月に公表した「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめにおいて、都道府県や市区町村等の犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割について示しており、警察庁において、関連通知や執務資料を発出しているところです。 また、地方における犯罪被害者等支援の充実に資するよう、各種研修・教材の充実・強化を図っているほか、地方公共団体アドバイザー等の職員が、現場からの相談に対応する仕組みを構築しています。 さらに、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」等において地方公共団体等への情報提供を行っているところ、引き続き、これらの取組により現場へのフィードバックに努めてまいります。
289	都道府県と市町村との役割分担が十分理解されていないため、明確に示し、都道府県と市町村間、市町村間の連携を促進してほしい。	170	警察庁	令和6年4月に公表した「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめにおいて、都道府県や市区町村等の犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割や関係機関・団体間の連携について示しており、警察庁において、関連通知や執務資料を発出しているところです。また、取りまとめを受けて、現在、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置したワンストップサービス体制の構築・運用に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、地方における支援の充実にも努めてまいります。

【コーディネーターを中心とした地方（支援の現場）における途切れない支援の実現】

○ 有識者からの御意見

番号	御意見の内容		関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
129	伊藤 構成員	地方公共団体における専門職配置があまり進まない現状分析が必要ではないか。その分析（進まない要因）を踏まえ、例えば国や都道府県による財政措置等を検討する必要があるのではないか。	169	警察庁	ワンストップサービスの実現には福祉の視点が重要であることから、警察庁から公益社団法人日本社会福祉士会等の職能団体に対し、ワンストップサービスへの協力等を依頼しており、また、地方公共団体に対しても、これらの職能団体との連携について配慮するよう働き掛けている。引き続き、地方における支援に福祉の知見・ノウハウが活用されるよう努めてまいりたい。
130	假谷 構成員	専門職配置数が2年間で微増に留まっており、地方公共団体に対する働きかけが十分になされているとは言えないため、働きかけについて工夫をするともに、引き続き実施されたい。	169	警察庁	ワンストップサービスの実現には福祉の視点が重要であることから、警察庁から公益社団法人日本社会福祉士会等の職能団体に対し、ワンストップサービスへの協力等を依頼しており、また、地方公共団体に対しても、これらの職能団体との連携について配慮するよう働き掛けている。引き続き、地方における支援に福祉の知見・ノウハウが活用されるよう努めてまいりたい。

○ 国民からの要望・意見

要望番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
34	事件直後、警察から犯罪被害者等に対し弁護士による法律相談の要否が確認され、自治体や弁護士会の出捐による無料法律相談が実施される制度が導入されている都道府県がある。全国を通じてこのような制度を実現してもらいたい。		警察庁	警察庁においては、現在、都道府県単位で犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とし、犯罪被害者等の多岐にわたるニーズを把握して、法的支援を含む各種制度・サービスに漏れなくつなげていく「ワンストップサービス」体制の構築・運用が行われるよう各種取組を推進しているところです。 引き続き、地方における支援の充実にも努めてまいります。
172	精神保健福祉センターが犯罪被害者支援においてより機能を果たすようにするべきであり、補助金の助成や研修の充実など、より具体的な取組を行ってほしい。	42	厚生労働省	精神保健福祉センターについては、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るために都道府県等が設置している機関であり、本要望にあるようなセンターの体制に係る回答はいたしかねますが、犯罪被害者等支援の充実が図られるよう、警察庁と連携し、必要に応じて都道府県等に対して必要な周知を検討してまいります。

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
270	多くの地方自治体が過失犯罪を支援制度の対象から外している。相談だけなら受ける、という自治体がどれくらいあるのかも不明である。全国のすべての自治体を対象に調査し、現状を把握し、自治体間の支援内容の差異をなくしてほしい。過失犯罪を見舞金支給の対象外をしていることの是非について検討してほしい。	166 168 17	警察庁	地方公共団体の取組について一律に基準を示すのは困難であり、また、地方公共団体の実情も踏まえ、限られた人員・予算の中で個別の支援施策ごとに支援対象が決定されるべきものではありますが、地方公共団体における支援施策の検討に資するべく、警察庁においては、これまでも地方公共団体の状況調査を実施してきたところ、地方における被害者支援の充実に資するよう、地方公共団体の作業量も踏まえて、調査事項の適切な選定等に努めてまいります。 また、支援窓口での適切な対応がなされるよう、研修素材の提供、講師の派遣等、職員研修の実施にも努めてまいります。
272	自治体によって統計方法が異なるため、統一した統計方法を国が示してほしい。	166～168 170	警察庁	地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討により資する情報提供を行うため、地方公共団体における犯罪被害者等支援に関する取組の統計の集計方法や公表方針について検討してまいります。
273	自治体による支援は、地域間格差が大きい。国や都道府県が連携して、自治体間での支援の格差が広がらないよう取り組み、犯罪被害者や遺族が支援の難民にならないように配慮してほしい。	166	警察庁	警察庁においては、現在、都道府県単位で犯罪被害者等支援コーディネーターを中心としたワンストップサービス体制の構築・運用に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。 また、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討に資するよう、警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策に係る公表内容を拡充したところであり、公表内容の更なる充実に努めてまいります。
274	遺族や被害者になってしまった人を支援する窓口が理解・周知されていないため、専門職員が必ずいる国レベルの窓口を整備して欲しい。被害者に継続的な支援を行っていくために区市町村の総合的対応窓口のさらなる強化を図ってほしい。機能強化のための国による取組が引き続き必要である。	167 168	警察庁	警察庁においては、現在、都道府県単位で犯罪被害者等支援コーディネーターを中心としたワンストップサービス体制の構築・運用に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。
276	被害者支援では夜間の相談が多いため、各都道府県で土日及び夜間にも相談を受け付ける窓口を設けてほしい。性犯罪には24時間対応の相談窓口があるが、その他の犯罪被害者や遺族にはないため、24時間相談に専門的に対応できるようにしてほしい。	168	警察庁	警察庁においては、地方公共団体職員向けの研修・会議等を通じて、総合的対応窓口の機能充実に要請しており、引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。
277	地方公共団体における総合的対応窓口には、福祉専門職が配置されていない部署に設置されていることが多いため、庁内において犯罪被害者支援の周知、福祉専門職が配属されている部署との連携を強化し、人材の確保と活用を進める必要がある。福祉専門職の配置には、国からの地方財政措置等を行うべきである。	168 169	◎警察庁 総務省	警察庁においては、総合的対応窓口を中心とした部門横断的な連携強化による機関内ワンストップサービスの実現に向けた働き掛けを行っています。 また、現在、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置したワンストップサービス体制の構築・運用に向け、都道府県に対する補助金事業の創設に要する関連経費を令和7年度政府予算案に計上するなどの取組を推進しているところであり、引き続き、関係省庁と連携し、必要に応じた所要の財政上の措置を検討してまいります。
278	コーディネーターを各都道府県に配置できるよう、人材確保や補助金のような予算措置について国で施策を講じるほか、コーディネーターへの研修、コーディネーター間の交流のための会議の設定やマニュアルの作成、相談できる警察庁の専門職の活用をしてほしい。また、都道府県配置のコーディネーターの活用を国から働きかけてほしい。	168	警察庁	警察庁においては、現在、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置したワンストップサービス体制の構築・運用に向け、都道府県に対する補助金事業の創設に要する関連経費を令和7年度政府予算案に計上するほか、コーディネーターへの研修や教材の充実・強化の準備を進めるとともに、コーディネーター等からの相談に対応する地方公共団体アドバイザーの活用等の取組を推進しているところであり、引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。
279	犯罪被害者等支援コーディネーターについて、社会福祉士・精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者の配置を充実することを加えてほしい。	168	警察庁	警察庁においては、ワンストップサービスの実現には福祉の視点から重要であることから、公益社団法人日本社会福祉士会等の職能団体に対し、ワンストップサービスへの協力等を依頼しました。また、地方公共団体に対しても、これらの職能団体との連携について配慮するよう働き掛けております。 引き続き、地方における支援に福祉の知見・ノウハウが活用されるよう努めてまいります。
280	被害直後からの行政サービス利用等の手続のため、警察と区市町村の総合的対応窓口との連携についてシステムを構築してほしい。	169 182	警察庁	警察庁においては、現在、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置したワンストップサービス体制の構築・運用に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。
283	警察、各都道府県犯罪被害者支援センター、自助グループ等多様な団体が連携し、情報共有、相互紹介機能を強化することで、犯罪被害者が主体的に色々なサポートを選べるように案内してもらいたい。また、各機関が職責や目的をより深く理解し、連携の質を高める取組をしてほしい。	169 170 182 183 184	警察庁	現在、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置したワンストップサービス体制の構築・運用に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。 また、警察においては、犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、当該関係機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を犯罪被害者等に説明するとともに、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、同制度に関する案内書、申込書等を常備し、これを必要とする犯罪被害者等に提供しております。
284	「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」のとりまとめに関する施策が反映されるようにしてほしい。職業安定所、労働基準監督署等の労働関係の機関との連携も重要であることにも配慮してほしい。		◎警察庁 厚生労働省	警察庁においては、現在、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置したワンストップサービス体制の構築・運用に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、労働関係機関との連携も含め、地方における支援の充実に努めてまいります。
285	警察、行政及び早期支援団体（支援センター）と犯罪被害者の当事者団体の連携を強化してほしい。	182	警察庁	警察においては、犯罪被害者等の要望を踏まえ、相談対応や支援等の機会を通じ、又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体を介し、犯罪被害者等に自助グループを紹介しております。
288	被害の内容等によって居住する市町村や都道府県に相談しにくい場合の他の自治体への相談体制の整備を検討してほしい。	170	警察庁	警察庁においては、現在、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置したワンストップサービス体制の構築・運用に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。
302	犯罪被害者にとっては、福祉的なサポートと法的なサポートが必要であることから、 ①精神保健福祉士や社会福祉士といった専門的知見を有する人を被害者支援に活用してほしい ②弁護士からのアドバイスを受けやすくする仕組みを構築してほしい	169 203 204	①警察庁 ②法務省	(①について) ワンストップサービスの実現には福祉の視点から重要であることから、警察庁から公益社団法人日本社会福祉士会等の職能団体に対し、ワンストップサービスへの協力等を依頼しており、また、地方公共団体に対しても、これらの職能団体との連携について配慮するよう働き掛けております。 (②について) 弁護士自治との関係から、日弁連や各弁護士会、個別の弁護士の活動や取組に関しては、行政機関として指示や指導を行い得ず、対応が困難です。 また、法テラスでは、犯罪被害者等支援を行う相談窓口に関する情報提供や、犯罪被害者等支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っているほか、犯罪被害者等支援弁護士制度（令和8年4月までに施行予定）の下で、弁護士による無料法律相談等を実施する予定です。
314	犯罪被害者・遺族が自治体の総合的対応窓口相談すれば、精神保健センター・保健所などと連携するなどにより速やかに診療を受けられる体制を整備してほしい。	215 216	警察庁	警察庁においては、現在、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置したワンストップサービス体制の構築・運用に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、精神保健関係機関等との連携も含め、地方における支援の充実に努めてまいります。
368	加害者に保護観察官や保護司がつくのと同様に、犯罪被害者等に寄り添ってくれる人的組織の創設を求める。 事件発生直後から刑事手続が進んだ段階、また、回復期など、犯罪被害者がかかわる全ての場面において、犯罪被害者を個別に担当する、伴走型でシームレスな支援を行う人を置く制度を創設し、国が責任を持って、地方自治体に委ねる場合は地方交付税交付金措置を伴う被害者支援に当たってほしい。		警察庁	犯罪被害の直後から刑事裁判等の終了後も含む中長期にわたり犯罪被害者等の生活再建を支援するため、現在、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置したワンストップサービス体制の構築・運用に向け、都道府県に対する補助金事業の創設に要する関連経費を令和7年度政府予算案に計上するなど、地方公共団体の取組を推進しているところであり、引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。
371	交通事件の場合も含め、病院から連れて帰る際や、告別式の準備など、遺族は直後から相談先を必要とするため、支援をしてほしい。		警察庁	都道府県警察においては、交通死亡事故等の専門的な犯罪被害者等支援が必要とされる事件が発生した場合に、あらかじめ指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者等への付添いや心配事の相談に応じるなど、犯罪被害者等に寄り添った活動を行う、指定被害者支援要員制度を運用しております。

本論点に関連する令和6年7月の第44回会議に際していただいた有識者からの御意見と国民からの要望・意見

【被害者支援センターをはじめとする民間団体の役割、組織運営・支援の現状の評価及び支援の充実】

○ 国民からの要望・意見

要望番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
285	警察、行政及び早期支援団体（支援センター）と犯罪被害者の当事者団体の連携を強化してほしい。	182	警察庁	警察においては、犯罪被害者等の要望を踏まえ、相談対応や支援等の機会を通じ、又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体を介し、犯罪被害者等に自助グループを紹介しております。
353	支援センターの支援員や専門家を雇用するための人件費について国の財政的援助を検討してほしい。	242	警察庁	警察庁では、民間被害者支援団体に対する財政援助として、令和6年度予算において約2億6,900万円の都道府県警察費補助金等を措置しているほか、警察では、団体に対する寄付や寄付型自動販売機設置の促進など、団体の自主財源の確保に協力することにより、団体への支援の充実に努めております。 また、民間被害者支援団体については、コーディネーターを中心とした多機関ワンストップサービスの一端を担う中で、その役割・委託内容も拡大すると考えられ、その状況も見定めていく必要があります。 なお、被害者支援センターをはじめとした民間団体の役割は重要であると考えており、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望も踏まえて、専門委員会会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。
354	各支援センターの支援がどのように行われているのかの実態調査を警察庁が行い、全国被害者支援ネットワークの機能拡充や、支援センターへの必要な支援をしてほしい。	242	警察庁	被害者支援センターをはじめとした民間団体の役割は重要であると考えており、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望を踏まえ、専門委員会会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。
355	活動支援に要する経費及び直接支援業務や相談業務の委託に要する経費は、都道府県警察補助金を受けているがその支援額は十分とは言えず、直接的支援に係る費用を要望する。 国による民間被害者支援団体に対する財政援助として、相談業務の委託に関する経費等、毎年同水準の予算措置がされているところであるが、具体的な財政援助の内容（援助先や使途、金額など）を確認の上、適正な予算措置を図り、民間支援団体に援助が確実に届き、団体の財政基盤に充当されるようにしてほしい。	242	警察庁	警察庁においては、民間被害者支援団体の直接支援業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及び犯罪被害者等支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、同団体に対する財政援助を行っております。 委託に要する経費については、都道府県警察における十分な予算措置が講じられるよう、引き続き、指導を継続してまいります。 なお、被害者支援センターをはじめとした民間団体の役割は重要であると考えており、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望を踏まえ、専門委員会会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。
356	被害者支援センターの相談支援事業について、国からの補助金事業としてほしい。 電話相談について、24時間体制の実現のため、全面的に公的支援をしてほしい。	242	警察庁	警察庁においては、被害者支援に関する相談業務に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、民間被害者支援団体に対する財政援助を行っているほか、都道府県警察においては、犯罪被害者等からの相談について、性犯罪被害相談電話等において24時間対応しているところであり、犯罪被害者等の要望に応じて、犯罪被害者等早期援助団体である同団体への情報提供を行っております。 なお、被害者支援センターをはじめとした民間団体の役割は重要であると考えており、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望を踏まえ、専門委員会会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。
358	民間被害者支援団体の公的側面が顕著な支援活動に関しては、公的機関から支援や財政的な弁償がなされるべきである。例えば、刑事裁判において、被害者の出廷が求められ、被害者の精神的負担を踏まえて裁判官や検事から民間団体に対して付き添い要請がある場合などは、支援員に対して実費弁償がされるべきである。また、警察が事実上行っている支援活動ではあるが、自治体や国が負担すべき業務がある。例えば、被害者等が被害者参加制度を活用する場合、被害者の安全の確保等が必要であれば警察の業務ともいえるが、裁判にとって必要な活動の費用は国が負担すべきである。このように支援活動とそれに伴う負担の関係性や在り方について整理検討するべきである。	242	警察庁 法務省	【警察庁】 警察では、犯罪被害者等のニーズに応じ、犯罪被害者等支援に必要な場所への付添い支援を行っており、民間被害者支援団体にその業務を委託している場合には、その経費を措置しております。 なお、被害者支援センターをはじめとした民間団体の役割は重要であると考えており、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しの論点の1つとして、御要望を踏まえ、専門委員会会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。 【法務省】 被害者等の方々や被害者参加制度を活用する場合の費用については、新たな経済的負担を負うことなく公判期日等に出席して訴訟活動を行うことができるよう被害者参加旅費等が国から支給されることとなっています。これに加えて、例えば、民間被害者支援団体の支援員による付添いの費用等を国費で支給することなどについては、根拠規定が必要となりますが、現状ではこれがないところ、そのような更なる国費支給の制度を設けることについては、犯罪被害者支援のための他の方策の在り方、国費負担の在り方の観点から慎重に検討する必要があります。
359	民間団体のオンライン相談について、セキュリティの確保や所要の制度整備を措置し、施設外でのPC、スマートフォン、タブレット等を活用した相談受理を実現してほしい。	242	警察庁	犯罪被害者等早期援助団体においてオンライン相談に取り組む際には、情報管理規程に基づくセキュリティの確保が講じられていることが必要であり、情報管理規程は都道府県公安委員会の審査にかからしめていることから、同団体のニーズ等を踏まえ、必要な検討をしてまいります。
360	被害者支援センター及びワンストップ支援センターの経済的基盤は脆弱であり、多くの相談員が、十分な給与のないままに働き、相談員の数自体も不足している。被害者等が十分な支援を受けられるために、被害者支援センター及びワンストップ支援センターに国から十分な助成を行ってほしい。	242 59	内閣府 警察庁	【内閣府】 内閣府では、ワンストップ支援センターの運営の安定化及び支援の質の向上を図るため、ワンストップ支援センターを設置・運営する都道府県等に対して交付金による支援を行っているところ、相談員の処遇改善に要する経費を含め、各都道府県等の申請に基づき所要額を交付できるよう、必要な予算の確保に努めています。 【警察庁】 警察においては、民間被害者支援団体を実施する研修への講師の派遣や会場の借上げ等の支援をおこなっているほか、同団体の直接支援業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及び犯罪被害者等支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、同団体に対する財政援助を行っております。引き続き民間被害者支援団体に対する財政的支援の充実に努めてまいります。 なお、被害者支援センターをはじめとした民間団体の役割は重要であると考えており、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しの論点の1つとして、御要望を踏まえ、専門委員会会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
361	被害者団体の人材確保への支援や助成をしてほしい。現在、国交省は、相談電話を開設することで予算措置しているが、交通以外の被害者の相談に来るので、その部分については結局手弁当で行っている。ボランティアの交通費、事務作業を行っているスタッフの人件費についても助成してほしい。	242	警察庁	警察においては、民間被害者支援団体が実施する研修への講師の派遣や会場の借上げ等の支援をおこなっているほか、同団体の直接支援業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及び犯罪被害者等支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、同団体に対する財政援助を行っております。引き続き、民間被害者支援団体に対する財政的支援の充実に努めてまいります。 なお、被害者支援センターをはじめとした民間団体の役割は重要であると考えており、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しの論点の1つとして、御要望を踏まえ、専門委員会会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。
362	計画において、被害者団体への支援も明記してほしい。	242	警察庁	民間支援団体に対する支援の充実については、次期計画においても盛り込まれるよう検討してまいります。
364	被害者遺族を支援する事業に対する助成をしてほしい。	242	警察庁	警察においては、民間被害者支援団体が実施する研修への講師の派遣や会場の借上げ等の支援をおこなっているほか、同団体の直接支援業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及び犯罪被害者等支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、同団体に対する財政援助を行っております。 また、犯罪被害者等の要望を踏まえ、相談対応や支援等の機会を通じ、又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体を介し、犯罪被害者等に自助グループを紹介しております。 なお、被害者支援センターをはじめとした民間団体の役割は重要であると考えており、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しの論点の1つとして、御要望を踏まえ、専門委員会会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。
367	各都道府県の被害者支援センターの支援内容、人材（人数）や財政の状況などの支援体制等の実態を国が把握し、被害者にもわかりやすく公表してほしい。	248 249	警察庁	警察庁においては、各被害者支援センターのホームページにおいて、支援内容等について公表しているものと承知しております。引き続き、早期援助団体が行う広報啓発活動について必要な指導助言を行ってまいります。

【性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の関係機関との連携体制の充実】

○ 国民からの要望・意見

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
117	少年の性被害について性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの相談も増えていることから、現行計画の施策番号52中「学校と児童相談所等の被害少年等の保護に資する関係機関」にはワンストップ支援センターを含めることとしてほしい。	52	◎内閣府 こども家庭庁 文部科学省	性犯罪・性暴力被害者の支援においては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと、児童相談所、教育委員会を含む関係機関との連携の強化が図れるよう地域におけるネットワーク作りを加速しているところです。
319	性犯罪の被害に遭った児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携を促進してほしい。性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと学校・教育委員会がより緊密に連携していける体制を強化する必要がある。	53 54 59 179	◎文部科学省 内閣府	文部科学省においては、教育委員会の担当者が集まる会議において、こどもの性暴力被害・性的虐待に対し、保育園、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等から、必要に応じてワンストップ支援センターへの支援要請が行われ、その専門的知見も活用しながら連携して対応するよう促しているところです。
331	施策番号213の教育委員会と関係機関・団体との連携の関係機関にワンストップ支援センターを含め、より緊密に連携していく体制を強化する必要がある。	213	◎文部科学省 内閣府	文部科学省においては、教育委員会の担当者が集まる会議において、こどもの性暴力被害・性的虐待に対し、保育園、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等から、必要に応じてワンストップ支援センターへの支援要請が行われ、その専門的知見も活用しながら連携して対応するよう促しているところです。 また、文部科学省では、こどもたちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないようにするための「生命（いのち）の安全教育」の教材及び教師用の指導の手引きを作成しており、教師用の指導の手引きでは、授業後に、児童生徒が性暴力被害を受けていることについて相談を受けた場合の対応ポイントを示しているところです。

【各種制度・サービスに関する情報に対する犯罪被害者等からのアクセシビリティの向上】

○ 有識者からの御意見

番号	御意見の内容		関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
43	假谷 構成員	犯罪被害者等に特化し、医療機関に関する情報に犯罪被害者がたどり着けるように周知されているか。各警察からも案内されるよう、周知されたい。	39	警察庁 厚生労働省	【警察庁】 各都道府県警察で作成している「被害者の手引」に精神保健センターを始めとする関係機関・団体の連絡先を掲載しており、同手引を活用するなどして周知に努めている。 なお、犯罪被害者等が受けられる支援の情報にたどり着きやすくするよう、警察庁において、犯罪被害者等の目線に立った検索のしやすいポータルサイトを構築するための作業を行っているところであり、早期の開設に努めるとともに、開設後もその充実に取り組む。 【厚生労働省】 医療機能情報提供制度は、国民・患者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報を提供するものであるため、犯罪被害者等のみを対象として対応することは困難であるが、犯罪被害者等を含め国民の方へ本制度が適切に周知されるよう引き続き対応してまいりたい。
63	假谷 構成員	犯罪被害者が利用できる医療制度の一覧が周知されていないのではないか。	69	◎厚生労働省 警察庁	【警察庁】 犯罪被害者等が受けられる支援の情報にたどり着きやすくするよう、警察庁において、犯罪被害者等の目線に立った検索のしやすいポータルサイトを構築するための作業を行っているところであり、早期の開設に努めるとともに、開設後もその充実に取り組む。 【厚生労働省】 医療機能情報提供制度は、国民・患者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報を提供するものであるため、犯罪被害者が利用できる他制度までも含めた周知を行うことは困難であるが、犯罪被害者等を含め国民の方へ医療機能情報提供制度が適切に周知されるよう引き続き対応してまいりたい。

○ 国民からの要望・意見

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
310	特に、保険証の利用、公営住宅の優先入居、生活保護の収入認定は、知識不足や誤解が深刻で不適切な対応もある。例えば犯罪被害における健康保険証の利用に係る第三者行為手続に被害者の念書が必要と誤解していたり、被害者や支援者が医療機関に主張しても通らないと考えていることもある。そのため、支援者が国による各種通知をインターネット上で確認できるよう、国のウェブサイトに関連通知一覧を掲載するなど、国の施策の情報提供を充実させてほしい。	171 225	警察庁	医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度に関して、関係府省庁から制度を担当する地方公共団体等に対し、犯罪被害者等も利用し得ることを明記した通知を发出するとともに、警察庁から、これら通知を地方公共団体の総合的対応窓口に対してまとめて周知し当該通知等は警察庁ウェブサイトにおいて公表しております。また、各制度を所管する関係府省庁において、様々な機会を通じて、通知の内容について再周知を行っています。また、犯罪被害者等が受けられる支援の情報にたどり着きやすくするよう、警察庁において、犯罪被害者等の目線に立った検索のしやすいポータルサイトを構築するための作業を行っているところであり、早期の開設に努めるとともに、開設後もその充実に取り組んでまいります。
311	全国の地方公共団体の支援制度をとりまとめた詳しい情報がないことから、特に被害者のニーズの多い支援制度については、全ての地方公共団体に制度の有無や実績等を調査し、情報を得られるようにしてほしい。国において地方公共団体に関する調査の実施や先進的自治体の紹介の等の情報提供に関する施策を充実させてほしい。	171 168	警察庁	地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討に資するよう、警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策に係る公表内容を拡充したところであり、公表内容の更なる充実に努めてまいります。
312	犯罪被害者に正しい情報を提供し、支援員の教育にも役立てるため、様々な分野や機関による支援情報がわかる冊子等を作成してほしい。		警察庁	警察においては、刑事手続の概要、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口等についてわかりやすく記載したパンフレットとして「被害者の手引」を作成しております。 また、犯罪被害者等が受けられる支援の情報にたどり着きやすくするよう、警察庁において、犯罪被害者等の目線に立った検索のしやすいポータルサイトを構築するための作業を行っているところであり、早期の開設に努めるとともに、開設後もその充実に取り組んでまいります。

論点3 犯罪被害者等に対する総合的な支援の充実・強化

○ 犯罪被害者等に対するインターネット上の誹謗中傷への対策

■ **議論の観点** ※効率的に議論を行っていただくために事務局で記載したものであり、議論に制約を設けるものではありません。

- 犯罪被害者等に対するインターネット上の誹謗中傷について、現在どのような取組が講じられており、犯罪被害者等に知ってもらい、被害の防止・回復につなげてもらうにはどうすればよいか。

■ **前回までの会議における主な御意見**

- 近時の課題として、SNSなどにおける犯罪被害者等への誹謗中傷対策について議論した上で、次期基本計画には関連する施策をより盛り込むべきである。

■ **本論点に関連する国民からの要望・意見**

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方
341	犯罪被害者へのネット誹謗中傷に特化して、国全体で対策してほしい。被害者自身が法的措置を取るのは過大な負担であるため、相談体制や法律相談をはじめとする支援制度の充実に力を入れてほしい。	194	◎総務省 法務省	政府では、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う、「違法・有害情報相談センター」を設置する等の取組を進めております。今後も、関係省庁で連携し、インターネット上の誹謗中傷への対策に取り組んでまいります。
342	被害者がネット誹謗中傷による二次的被害を受けないために、官民一体による書き込みの削除や、ネガティブワードブロック等で誹謗中傷から守る措置を確立してほしい。また、ネット誹謗中傷が犯罪行為であり、被害者に甚大な精神的被害を与えることを広く国民に周知するための教育・啓発活動を強化してほしい。特に学校教育の一環として、ネットリテラシー教育や道徳教育をより推進し、若年層からの意識改革を図ってほしい。企業や自治体においても、従業員や住民に対する教育・啓発活動を実施してほしい。	194	◎総務省 法務省 警察庁 文部科学省	(1)行政による投稿の削除については、被害者救済と表現の自由とのバランスに鑑み、慎重であるべきと考えます。 (2)青少年のインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、平成18年度から児童・生徒、保護者、教職員等に対する学校等の現場での無料の出前講座「e-ネットキャラバン」を全国で開催しております。引き続き、普及啓発活動に取り組んでまいります。 (3)保護者や教職員の活用に資するため、誹謗中傷等を含めたインターネットトラブルの実例及び予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を毎年作成し、公表しております。
350	社会活動をしている遺族が心ない誹謗中傷等や被害の再体験によりつらい思いをすることがあることから、こうした方が支援を必要とする場合の体制を構築してほしい。	224	◎警察庁 法務省	警察においては、全国の犯罪被害者等支援担当者に対して、PTSD等の精神的被害に関する知識を含め、犯罪被害者等支援に関する教育を行っているほか、二次的被害によるものを含め、事件による心身の不調が生じた場合にカウンセリングを実施する体制を整備しております。 法務省では、全国の法務局において、犯罪被害者からの人権相談に応じえています。インターネット上の誹謗中傷に関しては、調査の結果、その情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められるときは、プロバイダ等に対して当該情報の削除要請を行う等の施策を行っています。 また、法テラスでは、職員に対し、二次的被害を防止して犯罪被害者等に適切に対応できるようにするための各種研修を実施しているほか、犯罪被害者等に対し、法制度や相談窓口に関する情報を提供するなどしています。

第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点（第3回）

1 基本計画の構成及び検証・評価の方法

○ 基本計画の構成の見直し・施策の整理

○ 取組状況を把握するための指標の設定

2 加害者による損害賠償責任の履行促進及び損害賠償請求等の負担軽減

○ 加害者からの損害賠償の履行促進

- ・ 作業報奨金、自己契約作業による報酬の活用促進
- ・ 矯正施設収容中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導
 - － 被害者の視点を取り入れた教育（特別改善指導）の効果検証
 - － 矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用状況 等
- ・ 保護観察中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導
 - － 改正更生保護法の施行状況 等
- ・ 加害者が自ら損害賠償を履行するに当たっての実際上の課題への対応

○ 損害賠償の履行確保に向けた制度の見直しや各種負担の軽減

- ・ 損害賠償命令制度及び刑事和解制度の活用状況
- ・ 時効の更新に関する負担軽減
- ・ 第三者からの情報取得手続（改正民事執行法）の活用状況
- ・ 先取特権の付与や執行手続の負担軽減（ワンストップ化）
- ・ その他負担の軽減（印紙代等）

○ 犯罪被害者等の損害回復にも配慮した犯罪被害給付制度における債権管理の在り方

3 犯罪被害者等に対する総合的な支援の充実・強化

○ 犯罪被害者等支援における国・地方公共団体・民間団体の役割分担

○ 犯罪被害者等に対する支援内容の充実

- ・ コーディネーターを中心とした地方（支援の現場）における途切れない支援の実現
- ・ 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実及び一般的に利用できる社会福祉等制度の確実な活用
- ・ 被害者支援センターをはじめとする民間団体の役割、組織運営・支援の現状の評価及び支援の充実
- ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の関係機関との連携体制の充実
- ・ 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の導入促進
- ・ 各種制度・サービスに関する情報に対する犯罪被害者等からのアクセシビリティの向上
- ・ 被害時期に応じた適切な支援の提供（特に、殺人事件遺族をはじめとする犯罪被害者等が受ける中長期的な影響（心理面など）とこれらへの対応）
- ・ 犯罪被害者等に対する支援のための財源の確保

○ 犯罪被害者等に接する者に対する研修の充実

- ・ 養成段階、実務段階等の各段階に応じた、犯罪被害者等に接する者（自治体、捜査機関、学校、医療機関、法テラス、民間団体、報道関係者等）に対する犯罪被害者等が置かれた状況に関する理解増進、トラウマインフォームドケア教育等の充実

○ インターネット上の誹謗中傷による二次的被害への対策

4 刑事手続等における被害者参加の確保等

○ 公判前整理手続への被害者参加

○ 被害者参加制度対象事件の拡大

○ 医療観察制度における被害者支援の拡充

- ・ 医療観察審判への被害者参加
- ・ 医療観察制度の対象者である加害者に対する被害者の心情等伝達
- ・ 医療観察制度の対象者である加害者に関する情報の被害者への提供

論点3 犯罪被害者等に対する総合的な支援の充実・強化

- 犯罪被害者等に対する支援内容の充実
 - ・ 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の導入促進

■ 議論の観点 ※効率的に議論を行っていただくために事務局で記載したものであり、議論に制約を設けるものではありません。

- 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の導入を促進するために、どのような施策を講じるべきか。
まずは、民間企業に犯罪被害者等が置かれた状況や休暇を必要とする場合があることを知ってもらうことが重要だが、認知度も低い状態にある。効果的な広報・啓発を行うためにどのような取組が必要か。
- 国家公務員が犯罪被害者等となった場合に、必要な休暇が取得できる仕組みになっているか。また、休暇以外の勤務制度を活用することはできるか。

■ 前回までの会議における主な御意見

- 休暇制度の導入率が低いのではないかと。実効性ある取組が必要ではないか。
- 民間企業の取組をリードするためにも、国家公務員の休暇制度を率先して導入するべきではないか。

本論点に関連する令和6年7月の第44回会議に際していただいた有識者からの御意見と国民からの要望・意見

【犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の導入促進】

○ 有識者からの御意見

番号	御意見の内容		関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
37	正木 構成員	休暇制度の導入率が低い。	37	厚生労働省	厚生労働省としては、この休暇制度の周知や導入促進を図るため、 ① 事例の収集と事例集の作成、配布、 ② 導入する場合の就業規則の規定例を記載したリーフレットの作成、配布、 ③ 導入の意義や必要性等についての導入企業へのインタビュー動画の作成、 ④ これらコンテンツの働き方・休み方改善ポータルサイトにおける周知等に取り組んでいるところ。 こうした取組を通じ、労使に対して犯罪被害者等の被害回復のための休暇の導入を促してまいりたいと考えている。
38	伊藤 構成員	被雇用者に対する休暇制度の周知はどのように行っているのか。厚労省ウェブサイト（働き方・休み方改善ポータルサイト）は事業者対象のようなので、情報が被害にあった被雇用者にも届くようにしてほしい。	37	厚生労働省	働き方・休み方改善ポータルサイトは、労使で各事業場における働き方・休み方の見直しを図っていただくためのものであり、事業者のみを対象としているものではなく、被雇用者に向けた情報発信ツールとしても活用しているものである。 また、被害にあった被雇用者にも情報が届くようにするため、犯罪被害者等の被害回復のための休暇に係るリーフレットに休暇制度導入の意義や導入事例の情報を掲載するとともに、このリーフレットを全国の被害者支援センターに加え、都道府県警・地方裁判所・地方検察庁等にもお送りして周知に努めているところである。
39	假谷 構成員	休暇制度の導入実績は、どの程度あるのか。導入実績が少ないとすれば、実効化させるために、どのような施策を考えるか。パンフレットやポスター等を作っても、実効性があるか疑問。助成金等を導入しないのか。就業規則のひな形に盛り込まないのか。 厚労省が案内しているのだから、公務員が手本として制度の導入を実施すべきである。	37	人事院 厚生労働省	【人事院】 国家公務員の休暇制度は、国家公務員法に基づき情勢適応の原則の下、民間における普及状況に合わせることを基本に、官民均衡の観点から適宜見直しを行ってきているところである。引き続き、厚生労働省における取組や民間の動向等を注視しつつ、必要に応じて検討を行ってまいりたい。 【厚生労働省】 犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度については、犯罪被害者等基本計画（認知度6.9％：平成29年内閣府広報室調べ）に基づき、その周知・啓発に取り組んでいるところであり、同休暇制度の認知度は令和5年4月時点で9.4％（厚生労働省「令和5年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査」）となっている。 厚生労働省としては、同計画に基づき、同休暇制度の周知・啓発のため、ご指摘のパンフレットやポスターの作成に加え、事例の収集と事例集の作成・配付、これらコンテンツの働き方・休み方改善ポータルサイトにおける周知等に取り組んでいる。 このような状況の中、同休暇制度の導入状況は1.4％（同調査）にとどまっている状況であるが、法定外の休暇制度は労使による話し合いによって各事業場の実情に応じて導入されることから、同休暇制度の導入の意義や必要性等についての導入企業へのインタビュー動画の作成及び情報発信を行い、同休暇制度の導入促進にも取り組んでいるところである。 また、休暇に対する賃金そのものを直接補助するものではないが、働き方改革推進支援助成金において、犯罪被害者の方が心身の回復のために利用できる病気休暇や利用目的を問わない時間単位年休の制度導入に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、その取組費用（就業規則の作成、専門家によるコンサルティング等に要する費用）の一部を助成しており、ご指摘の助成金の導入については既に実施している。 なお、各会社で設けるいわゆる特別休暇については、モデル就業規則においても取り扱うとともに、同休暇の記載例を関係リーフレットへの記載や同ポータルサイトへの掲載による周知を行い、その導入促進に取り組んでいる。
40	假谷 構成員	国内企業における犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入状況について、令和5年4月時点で1.4％にとどまっている状況であるのは、極めて残念である。第4次犯罪被害者等基本計画で実現しようとしているのは、「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入」であり、会社・組織・労働組合は、公務員の制度を参考にするケースがあることから、公務員が率先して（手本として）、当該休暇制度を導入されたい。	37	人事院	国家公務員の休暇制度は、国家公務員法に基づき情勢適応の原則の下、民間における普及状況に合わせることを基本に、官民均衡の観点から適宜見直しを行ってきているところである。引き続き、厚生労働省における取組や民間の動向等を注視しつつ、必要に応じて検討を行ってまいりたい。

○ 国民からの要望・意見

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
86	犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度について導入を促進するため、まずは国が率先して制度を導入するべきである。国家公務員の休暇制度に、当該休暇制度を導入してほしい。	37	人事院	国家公務員の休暇制度は、国家公務員法に基づき情勢適応の原則の下、民間における普及状況に合わせることを基本に、官民均衡の観点から必要があれば適宜見直しを行ってきているところです。引き続き民間の動向等を注視しつつ、必要に応じて検討を行ってまいります。
87	犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度について、導入を義務化したり、導入の促進に向けた周知・啓発をしたりしてほしい。	37	厚生労働省	当該休暇制度の周知や導入促進を図るため、ポスターや就業規則のひな形等を記載したパンフレットの作成に加え、事例の収集と事例集の作成、配布導入の意義や必要性等についての導入企業へのインタビュー動画の作成、これらコンテンツの働き方・休み方改善ポータルサイトにおける周知等に取り組んでいます。また、休暇に対する賃金そのものを直接補助するものではありませんが、働き方改革推進支援助成金において、一定の要件はあるものの犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、その取組費用（就業規則の作成、専門家によるコンサルティング等に要する費用）の一部を助成しています。 引き続き、こうした取組を通じて各企業における当該休暇制度の導入促進に努めてまいります。

論点3 犯罪被害者等に対する総合的な支援の充実・強化

○ 犯罪被害者等に対する支援内容の充実

- ・ 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実及び一般的に利用できる社会福祉等制度の確実な活用
- ・ 被害時期に応じた適切な支援の提供（特に、殺人事件遺族をはじめとする犯罪被害者等が受ける中長期的な影響（心理面など）とこれらへの対応）
- ・ 犯罪被害者等に対する支援のための財源の確保

■ 議論の観点

※効率的に議論を行っていただくために事務局で記載したものであり、議論に制約を設けるものではありません。

- 犯罪被害給付制度の見直しについて様々な要望があるが、どのように考えるか。また、犯罪被害給付制度ではない新たな仕組み（「立替払」など）を求める意見についてはどのように考えるか。
- 地方公共団体による犯罪被害者等に特化した制度・サービスについて、どのような点について更に充実させていくべきか。また、どのような形で国が地方公共団体の取組を促進することが適当か。地方公共団体の取組についての公表の在り方について更に見直す余地はあるか。
（例えば、見舞金・貸付金制度や、公営住宅の優先入居についてどう考えるか。犯罪被害者等にとって利便性のよいものになっているか。）
- 犯罪被害者等の支援二ーズに対して、犯罪被害者等以外も利用できる社会福祉等の制度・サービスが犯罪被害者等に十分に活用されているか。
- 中長期的な影響として、犯罪被害者等の心理的な反応にどのようなものがあり、例えば自助グループによるつながりなど、どのような関わりが被害回復にとって重要か。
- 給付制度に限らず、民間への援助なども含めた犯罪被害者等施策に関する財源の在り方（国と地方の関係、財源負担者の在り方など）についてどのように考えるか。

■ 前回までの会議における主な御意見

- 犯罪被害給付制度の更なる見直しや、「立替払」を含めた新たな補償・経済的支援の制度についても検討するべきで、少なくとも何らか調査・研究をするなどの取組ができないか。
- 犯罪被害者等に対する支援は裁判が終わった後も必要であり、中長期的な支援としては、自助グループなどにおけるつながりが被害からの回復のためには重要ではないか。
- 議論の順番には注意する必要があるが、新たな財源の確保についての議論が必要である。

本論点に関連する令和6年7月の第44回会議に際していただいた有識者からの御意見と国民からの要望・意見

【犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実及び一般的に利用できる社会福祉等制度の確実な活用】

○ 有識者からの御意見

番号	御意見の内容		関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
18	武構成員	判決から10年後、未払いの加害者に対して、再提訴するときの弁護士や費用の支援がほとんどない。被害者が未払いの加害者に対して直接、連絡を入れたり請求したりすることでトラブルが起こる。そのことで、自分を責めたり加害者の態度や言動で傷つけられている。この問題が解決しないと被害回復はなかなかできない。国が立て替え払いをして、その後、加害者から絶対に回収するということを考えて欲しい。被害者が苦勞しながら費用もかけて加害者に請求し続けている人は、金額はまちまちではありますが、加害者が支払っている。でも、動けない被害者の場合は、ほとんどが支払われていない。被害者個人でも動くと思わせることが出来ているのだから、国は、加害者からの回収は期待できなからというのではなく、きちんと加害者から回収すること考えて欲しい。被害者自身で動いている人たちは、命を削って動いているように感じるので早急に考えて欲しい。		◎警察庁 法務省	いわゆる立替払制度については、これまでも制度の創設を求める声があり、有識者検討会においても議論がなされたが、制度趣旨の考え方、国の有する責任と加害者の責任との関係等の様々な課題が指摘されているところ。 しかしながら、犯罪被害者等が犯罪被害に起因する様々な影響を受け、経済的にも様々な困難に直面しており、また、加害者からの損害賠償を十分に受けることができない現状にあることから、加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかということを含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組について、引き続き具体的施策を講じるとともに、犯罪被害者等施策に関係する府省庁が連携し、政府全体として検討してまいりたい。 なお、犯罪被害者等施策の各種支援の充実・強化やその財源については、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望も踏まえて、専門委員会において御議論いただくのが適当ではないかと考えているところ。
20	假谷構成員	犯給制度の重傷病給付金における3日以上入院要件が厳しいので、拡充されたい。	14	警察庁	犯給制度の重傷病給付金における入院要件については、重大な被害を対象として給付をする制度趣旨を踏まえ、検査入院の場合などを除いた最低限の日数としている。 また、精神疾患に関しては入院療養を必要としない場合であっても重大な被害が生じ得ることに鑑み、入院要件は設けていない。現時点でこれらを更に見直すべき事情は生じていないと認識している。 なお、性犯罪被害に関する医療費について、公費負担による支援内容の充実を引き続き図っていく。
21	假谷構成員	見舞金・貸付金制度について、給付実績（件数・金額）を公表されたい。	17	警察庁	見舞金・貸付金制度の利用実績は、特に実績数の少ない小規模県において、当該実績から事案や個人が特定され、二次的被害につながるおそれのあることから公表はしていないが、地方公共団体が行う犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入に向けた検討に資するよう、二次的被害につながるおそれ等も踏まえ、都道府県・政令指定都市・市区町村の区分ごとに合計した給付実績を公表したところである。
24	假谷構成員	国外犯罪の犯給水準を上げることを検討するべき。支給件数が少なすぎる。	19	警察庁	(前段) 国外犯罪被害弔慰金等の支給額については、海外での事実関係の調査や認定等の困難性等に鑑み、犯給制度のような厳密な調査を要さない制度とすることを踏まえて定められたものであるところ、現時点でこれを見直すべき事情は生じていないと認識している。 (後段) 日本人の国外犯罪被害について、外務省から情報提供を受けるなど、必要な連携を図っている。
25	假谷構成員	国外犯罪被害弔慰金等支給制度の改定の検討は行われているか。犯給制度と比しても低額にすぎるとはいえないか。	19	警察庁	国外犯罪被害弔慰金等の支給額については、海外での事実関係の調査や認定等の困難性等に鑑み、犯給制度のような厳密な調査を要さない制度とすることを踏まえて定められたものであるところ、現時点でこれを見直すべき事情は生じていないと認識している。
27	假谷構成員	犯罪被害者の公営住宅への入居に関する通知の内容の実施状況について、具体的な実態調査を行われたい。	21	国土交通省	犯罪被害者の公営住宅への入居に関する通知の内容の実施状況については、都道府県・政令市に対し実態調査を実施している。
28	假谷構成員	犯罪被害者等への公営住宅に係る情報提供について、周知されているのか疑問がある。	24	国土交通省	「犯罪被害者等の公営住宅への入居について」（平成17年12月26日国土交通省住宅局長通知）において、犯罪被害者等への公営住宅に係る情報提供については関係機関の協力を得ながら積極的に対応するよう要請しており、情報提供の方法について、都道府県・政令市に対し実態調査を実施している。

○ 国民からの要望・意見

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
19	「犯罪等により生じた損害について、第一義的責任を負うのは加害者であるが、犯罪被害者等からは、加害者の損害賠償責任が果たされず、十分な賠償を受けることができないことに対する不満の声が寄せられている。」ことに對し、具体的な対策を講じてほしい。		◎警察庁 法務省	特別改善指導「被害者の視点を取り入れた教育」では、在所期間を通して、被害者及びその遺族等に対する被害弁償の責任を自覚させ、その具体的な方法について考えるよう指導しています。 保護観察所においては、被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件による保護観察対象者に対し、犯した罪の大きさを認識させ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応するよう促すことを目的とした「しよく罪指導プログラム」を実施しています。 また、面接等により、被害弁償の履行状況等を疎明資料等によって把握し、被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう指導しています。 引き続き、自発的な謝罪や被害弁償がなされるよう、指導の充実に努めてまいります。 その上で、加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかということを含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組を行うことは重要であると認識しており、引き続き具体的施策を講じるとともに、犯罪被害者等施策に関係する府省庁が連携し、政府全体として検討してまいります。
49	被害者が様々な負担をして債務名義を得ても何の実効性もなく、加害者に逃げ得を許している状態にあることから、いわゆる「立替払制度」や新たな補償制度の導入を検討してほしい。		◎警察庁 法務省	いわゆる立替払制度については、これまでも制度の創設を求める声があり、有識者検討会においても議論がなされましたが、制度趣旨の考え方、国の有する責任と加害者の責任との関係等の様々な課題が指摘されているところです。 しかしながら、犯罪被害者等が犯罪被害に起因する様々な影響を受け、経済的にも様々な困難に直面しており、また、加害者からの損害賠償を十分に受けることができない現状にあることから、加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかということを含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組について、引き続き具体的施策を講じるとともに、犯罪被害者等施策に関係する府省庁が連携し、政府全体として検討してまいります。 なお、犯罪被害者等施策の各種支援の充実・強化やその財源については、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望も踏まえて、専門委員等会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。
50	犯罪被害者等給付金について、更なる給付額の増額を検討してほしい。	13	警察庁	犯罪被害者等給付金の給付額については、令和6年6月、「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」における提言（同年4月取りまとめ）を踏まえ、遺族給付基礎額、休業加算基礎額及び障害給付基礎額の最低額の引上げや遺族給付基礎額の算定における加算額の新設を内容とする改正を行い、給付水準の大幅な引上げを図ったところです。まずは改正制度の運用を行っていく必要があると考えております。 なお、犯罪被害者等施策の各種支援の充実・強化やその財源については、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望も踏まえて、専門委員等会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。
53	犯罪被害給付制度について、性暴力被害者等に対する給付を更に充実させてほしい。	13	警察庁	犯罪被害給付制度は、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為による死亡、重傷病又は障害を対象とした給付制度であり、性犯罪を含め罪種を問わず受給できるものです。引き続き、個別の事案に応じて、丁寧な制度教示を行ってまいります。 また、性犯罪被害者に対する給付については、犯罪被害給付制度以外にも、医療費の公費負担制度やカウンセリング費用の公費負担制度もあることから、これら制度全体を通じて、性犯罪被害者に対する支援の充実に引き続き努めてまいります。
54	犯罪被害の場所・時期にかかわらず、犯罪被害者等給付金が支給される制度としてほしい。	13	警察庁	（犯罪被害の場所） 国内における重大な犯罪被害に対しては犯罪被害給付制度が、海外における重大な犯罪被害に対しては国外犯罪被害者慰金等支給制度が運用されているところです。 海外における重大な犯罪被害については、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」における議論においても、犯罪被害給付制度をそのまま拡大適用させるべきとの結論には至らなかったところであり、実際に、海外での事実関係の調査や認定等の困難性等に鑑み、犯罪被害給付制度ほどの厳密な調査を要さないなど同制度とは別の制度として国外犯罪被害者慰金等支給制度が創設され、運用されているところであり引き続き、両制度の運用を行ってまいります。 （犯罪被害の時期） 犯罪被害給付制度、国外犯罪被害者慰金等給付制度のいずれについても、申請期間は、原則として、当該犯罪行為による死亡、重傷病又は障害（国外犯罪被害者慰金等給付制度にあっては死亡又は障害）の発生を知った日から2年又は発生した日から7年とされていますが、当該期間内に申請できなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日から6か月以内に限り申請をすることができるの特例も設けているところです。引き続き、丁寧に制度教示を行うなど、適切に制度を運用してまいります。
55	重傷病給付金の支給期間を延長してほしい。	13	警察庁	重傷病給付金の支給対象期間については、「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」の提言（平成29年7月取りまとめ）において、治療又は症状固定に要する期間についての追跡調査の結果、3年とすることに立法事実が認められるとされたことから、平成30年に1年間から3年間に支給対象期間の拡大を行っております。 同提言においては、支給期間を無期限に拡大することについては、立法事実が認められないとされたことに加え、犯罪行為による負傷又は疾病であるか否かを認定することが困難となる等の指摘がなされたところであり、支給対象期間の更なる拡大は困難です。 長期的な支援を必要とする場合には、犯罪被害給付制度で対応するよりもむしろ、他の社会保障制度や福祉制度等に橋渡しをしていくことが重要であると考えられることから、適切な支援が受けられるよう、地方における途切れない支援の提供体制の強化にも努めてまいります。 なお、犯罪被害給付制度について、犯罪被害により一定の障害が残った方については、重傷病給付金とは別に、その障害の程度に応じた障害給付金の支給も申請することができるところであり、申請可能な給付について丁寧に教示するなどの適切な制度運用も継続してまいります。

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和 7 年 1 月時点での関係府省庁の考え方
64	シングルマザーが子を養育しているようなケースで、その子が犯罪被害によって亡くなった場合、養育にかかわっていなかった父親も、損害賠償、自賠責、犯罪被害者等給付金等を受け取ることができる。このようなケースにおいては、実際に養育している母親が全額賠償や給付を受けることができるようにしてほしい。		警察庁 法務省 国土交通省	【警察庁】 犯罪被害給付制度は、労災制度等の他の公的救済を受けることができない犯罪被害者等に対する給付制度であり、その受給者は、他の公的給付制度に倣ったものとしてしているところです。 また、遺族給付金の支給対象から除外される遺族としては、犯罪被害者を故意に死亡させたり、犯罪被害者が亡くなる前に、その被害者が亡くなることによって遺族給付金を先順位・同順位で支給される遺族を故意に死亡させたりした者等が定められておりますが、これらの当然に除外される者以外に、いかなる者が支給を受けるべき遺族から除外されるべきであるかの判断や実際の認定は極めて困難なものとなると考えております。 【法務省】 不法行為による損害賠償請求権は、可分債権として民法第427条が適用される結果、遺産分割の手続を待たずとも、法律上当然に相続分に応じて分割され、各共同相続人が承継するとされています（最高裁判決昭和29年4月8日）。そのため、養育に関わっていなかった者についても、その者が相続人の地位を有している限り、相続分に応じて損害賠償請求権を承継することとなります。このような相続一般に関わる規律を見直すことについては、慎重な検討を要するものと考えられます。 なお、子の養育に関わっていなかった父親が、子に対して虐待をし、若しくは重大な侮辱を加えたとき、又は父親にその他の著しい非行があったときは、意思能力を有する子は、父親の相続権をはく奪するため、推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができます（民法第892条）。 【国土交通省】 特定の状況下における損害賠償請求権の相続等一般に関する御要望と存じますが、自賠責保険・共済は、自動車の運行により、他人の生命又は身体が害され、保有者に民法等に基づく損害賠償責任が発生した場合の保有者及び運転者の損害をてん補するものであるため、自賠責保険・共済においてのみ、民法の規定によらず、特定の人物を相続人から廃除し損害のてん補としての保険金を受け取れないようにすることは困難です。
72	犯罪被害者については、事後的な給付制度での負担軽減を図るのではなく、犯罪被害者であり医療費を負担しなくてもいいことを証明する書類を交付し、そもそも病院の窓口での自己負担を要しないような制度としてほしい。		内閣府 警察庁 厚生労働省	【内閣府】 内閣府では、ワンストップ支援センターを設置・運営する都道府県等に対する交付金により、やむを得ない事情により警察に相談できなかった性犯罪・性暴力被害者について、緊急避妊や性感染症検査、カウンセリング等の費用を補助していますが、これは、各都道府県等による取組を支援するものであり、医療費等の支払方法等を含む具体的な事業の設計は、各都道府県等に委ねられています。 【警察庁】 各都道府県警察において運用されている公費負担制度については、原則として、警察が医療機関に対して直接支払うもので、被害者の負担にならないように運用されています。 【厚生労働省】 公的医療保険制度においては、特別の理由がある者に対し、一部負担金の徴収猶予等の対応を行っており、今後も制度の適切な運用に努めてまいります。
75	地方公共団体による見舞金制度について、地域間格差を埋める必要がある。例えば、国が地方自治体に補助を行うなど、地域間格差を是正するための取組を行ってほしい。	17	警察庁	国においては、地方公共団体向けの研修・会議等を通じた見舞金制度導入の要請を進めており、導入数も着実に増加していると認識しています。引き続き、これらの取組を推進してまいります。 なお、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討に資するよう、警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策に係る公表内容を拡充したところであり、公表内容の更なる充実にも努めてまいります。
76	地方公共団体の見舞金制度には、重傷病ではなく性犯罪を対象とした見舞金の仕組みを設けるべきである。制度の有無を公表するなどにより、地方公共団体における制度の導入を促してほしい。	17	警察庁	地方公共団体における見舞金制度の導入状況については、警察庁ホームページにおいて既に公表しているところ、性犯罪を対象とした見舞金制度がある場合には、その旨を記載し、公表しているところです。 なお、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討に資するよう、警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策に係る公表内容を拡充したところであり、公表内容の更なる充実にも努めてまいります。
77	国と地方公共団体の役割分担を明確にした上で、国から都道府県への財政的支援の制度を創設し、「支援金」など市町村が行う具体的な日常生活支援が自治体間で格差なく行われるようにしてほしい。	17 30 166	警察庁	令和 6 年 4 月に公表した「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめにおいて、都道府県や市区町村等の犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割について示しており、警察庁において、関連通知や執務資料を発出しているところです。 また、警察庁においては、現在、都道府県単位で犯罪被害者等支援コーディネーターを中心としたワンストップサービス体制の構築・運用が行われるよう、都道府県に対する補助金事業の創設に要する関連経費を令和 7 年度政府予算案に計上するなどの取組を推進しているところであり、引き続き地方における支援の充実にも努めてまいります。 なお、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討に資するよう、警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策に係る公表内容を拡充したところであり、公表内容の更なる充実にも努めてまいります。

要望番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
78	被害直後の様々な生活上の困難があるほか、犯罪被害によって生じる経済的負担は長期化するケースもあり、既存の給付金・見舞金制度や公費負担制度では、日常の細かな生活に対する支援が十分ではない。被害後の生活支援に対する取組を進めるべきである。	30	◎警察庁 厚生労働省	警察庁においては、現在、都道府県単位で犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とし、犯罪被害者等の多岐にわたるニーズを把握して、生活を支援する各種制度・サービスに漏れなくつなげていく「ワンストップサービス」体制の構築・運用が行われるよう各種取組を推進しているところですが、引き続き、犯罪被害者等施策に関する関係府省庁連絡会議を活用して、関係府省庁と緊密に連携して、被害後の生活支援に対する取組を推進してまいりたいと考えております。 なお、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討に資するよう、警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策に係る公表内容を拡充したところであり、公表内容の更なる充実にも努めてまいります。
80	公営住宅への優先入居を図ることとされているが、入居までに時間がかかるなど、被害者のニーズに沿った運用がなされておらず、機能しているとは言い難い。制度を改善するべきであり、また、そのために制度の内容や利用実績について国で調査・公表したり、制度や運用のモデルを国から示すなどの取組を行ってほしい。	20～24	国土交通省	公営住宅への優先入居については、都道府県・政令市に対し実態調査等を実施しており、引き続き実態把握を行うとともに、制度の適正な運用に向けた取組を行ってまいります。
81	公営住宅への優先入居制度では、被害者のニーズに沿ったタイムリーな転居ができないことから、一部の自治体で導入されている転居費用の助成について、全国の自治体で導入されるよう働きかけてほしい。	30	警察庁	地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討に資するよう、警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策に係る公表内容を拡充したところであり、転居費用助成を含む住居関係支援制度の導入状況についても公表したところです。今後も、公表内容の更なる充実等の取組を通じて、転居費用助成制度の導入をはじめとした地方公共団体における犯罪被害者等施策の充実にも努めてまいります。
89	国外犯罪被害弔慰金等支給制度についても、犯罪被害給付制度とのバランスに配慮し、給付額を見直してほしい。	19	警察庁	国外犯罪被害弔慰金等支給制度については、海外での事実関係の調査や認定等の困難性等に鑑み、犯罪被害給付制度ほどの厳密な調査を要さないなど犯罪被害給付制度とは別の制度として運用されているところであり、支給額の見直しについても制度の特徴等を踏まえ慎重に検討する必要があると考えております。
268	条例未整備の市町村に対し、国がヒアリングするなどして、積極的な情報、ノウハウの提供や財政的な支援を行うべきである。 また、既に制定している自治体が改正に向けて条例の内容を比較検討できるようなポータルサイトを作成するべきではないか。この際、条例だけでなく、被害者支援に従事する組織体制、専門職の有無、予算も比較できるようにすることが求められる。	166	警察庁	警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定・改定に向けた検討に資する資料の提供を行っており、引き続き、ウェブサイトに掲載する情報の更新も含め、地方における支援の充実に向けた検討を行ってまいります。
270	多くの地方自治体が過失犯罪を支援制度の対象から外している。相談だけなら受ける、という自治体がどれくらいあるのかも不明である。全国のすべての自治体を対象に調査し、現状を把握し、自治体間の支援内容の差異をなくしてほしい。過失犯罪を見舞金支給の対象外をしていることの是非について検討してほしい。	166 168 17	警察庁	地方公共団体の取組について一律に基準を示すのは困難であり、また、地方公共団体の実情も踏まえ、限られた人員・予算の中で個別の支援施策ごとに支援対象が決定されるべきものではありませんが、地方公共団体における支援施策の検討に資するべく、警察庁においては、これまでも地方公共団体の状況調査を実施してきたところ、地方における被害者支援の充実にも資するよう、地方公共団体の作業量も踏まえつつ、調査事項の適切な選定等に努めてまいります。 また、支援窓口での適切な対応がなされるよう、研修素材の提供、講師の派遣等、職員研修の実施にも努めてまいります。
272	自治体によって統計方法が異なるため、統一した統計方法を国が示してほしい。	166～168 170	警察庁	地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討により資する情報提供を行うため、地方公共団体における犯罪被害者等支援に関する取組の統計の集計方法や公表方針について検討してまいります。
273	自治体による支援は、地域間格差が大きい。国や都道府県が連携して、自治体間での支援の格差が広がらないよう取り組み、犯罪被害者や遺族が支援の難民にならないように配慮してほしい。	166	警察庁	警察庁においては、現在、都道府県単位で犯罪被害者等支援コーディネーターを中心としたワンストップサービス体制の構築・運用に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、地方における支援の充実にも努めてまいります。 また、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討に資するよう、警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策に係る公表内容を拡充したところであり、公表内容の更なる充実にも努めてまいります。
311	全国の地方公共団体の支援制度をとりまとめた詳しい情報がないことから、特に被害者のニーズの多い支援制度については、全ての地方公共団体に制度の有無や実績等を調査し、情報を得られるようにしてほしい。国において地方公共団体に関する調査の実施や先進的自治体の紹介の等の情報提供に関する施策を充実させてほしい。	171 168	警察庁	地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討に資するよう、警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策に係る公表内容を拡充したところであり、公表内容の更なる充実にも努めてまいります。

【被害時期に応じた適切な支援の提供（特に、殺人事件遺族をはじめとする犯罪被害者等が受ける中長期的な影響（心理面など）とこれらへの対応）】

○ 有識者からの御意見

番号	御意見の内容		関連する 現行施策	関係府省庁	令和 7 年 1 月時点での関係府省庁の考え方
52	伊藤 構成員	「家庭内暴力や児童虐待等の児童思春期における様々な精神保健に関する問題への対応」とあるが、この中に、こども自身が（家庭以外での）犯罪の被害にあったり、家族（きょうだい）が被害にあったりした場合の中長期にわたる心のケアも含めてほしい。	47	厚生労働省	心のケアという観点では、児童であるかどうかに関わらず、「心のケア相談研修」において、犯罪被害や社会的な影響等に起因するストレスや不安に関する相談をはじめ、うつ病の予防や心の健康づくり、自殺防止にかかるメンタルヘルス上の相談等に適切に対応できる人材を養成するための研修を実施しております。 また、「児童・思春期精神保健研修」に加え、「PTSD対策専門研修」を実施しており、このうち「犯罪・性犯罪被害者コース」において、家庭内に限らず犯罪・性暴力被害者等に対する治療・支援などに対応できる人材を養成するための研修を行っております。

○ 国民からの要望・意見

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和 7 年 1 月時点での関係府省庁の考え方
60	犯罪被害者等給付金に係るこれまでの見直しについて、見直し前に犯罪被害に遭った方にも適用されるようにしてほしい。	13	警察庁	犯罪被害給付制度の遡及適用については、これまでも導入を求める声があり、有識者検討会においても議論がなされましたが、いつの時点まで遡るのかについて公正かつ合理的な基準を設けることが難しいなど公平性等の観点で課題が指摘されております。直近においても「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」における議論の中で同様の課題が指摘され、遡及適用すべきとの結論には至らなかったところです。 他方、遡及適用が難しいとしても、過去の犯罪被害によって現在も苦しむ方々に対する支援をどのように考えるかという観点は重要であると認識しており、引き続き、関係府省庁と連携して、犯罪被害者等施策全体の充実を図ってまいります。
350	社会活動をしている遺族が心ない誹謗中傷等や被害の再体験によりつらい思いをすることがあることから、こうした方が支援を必要とする場合の体制を構築してほしい。	224	◎警察庁 法務省	警察においては、全国の犯罪被害者等支援担当者に対して、PTSD等の精神的被害に関する知識を含め、犯罪被害者等支援に関する教育を行っているほか、二次的被害によるものを含め、事件による心身の不調が生じた場合にカウンセリングを実施する体制を整備しております。 法務省では、全国の法務局において、犯罪被害者からの人権相談に応じています。インターネット上の誹謗中傷に関しては、調査の結果、その情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められるときは、プロバイダ等に対して当該情報の削除要請を行う等の施策を行っています。 また、法テラスでは、職員に対し、二次的被害を防止して犯罪被害者等に適切に対応できるようにするための各種研修を実施しているほか、犯罪被害者等に対し、法制度や相談窓口に関する情報を提供するなどしています。
369	未成年時に被害を受けた被害者や加害者が長期刑の被害者等、年数の経過した後には相談支援を必要とする被害者をも想定して支援制度が作られるよう、国の各種制度の見直しや地方公共団体ほか関係機関・団体の各種制度の拡充を促進してほしい。		警察庁	地方公共団体や関係機関・団体に対して、犯罪被害者等の置かれた状況に応じた相談対応等を行うよう働きかけるとともに、関係省庁と連携し、様々な犯罪被害者等のニーズを踏まえた施策の充実にも努めてまいります。
370	重点課題の中に殺人事件遺族への長期にわたる寄り添い支援の必要性を明記するとともに、被害者支援センターの役割に殺人事件遺族に対する精神的な被害軽減、長期にわたる寄り添い支援を明記し、そのための体制整備、都道府県等による支援強化の必要性を明らかにしてほしい。 基礎自治体の支援においても、殺人事件遺族の長期にわたる支援が重要な対象となることを明記してほしい。		警察庁	殺人事件の御遺族を含む犯罪被害者等が被害から回復するためには長い期間を要し、その間に必要な支援の内容も変わり得ることから、第4次計画においても、犯罪被害者等を中長期的に支援するための体制整備の必要性を明記しているところです。早期援助団体等の役割に殺人事件の御遺族への支援のみを特記することは困難ですが、地方公共団体や関係機関・団体と協力して、こうした方々も含む犯罪被害者等のニーズを踏まえ、必要な支援につなげていくための体制整備を引き続き進めてまいります。

【犯罪被害者等に対する支援のための財源の確保】

○ 有識者からの御意見

番号	御意見の内容		関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
18	武 構成員	判決から10年後、未払いの加害者に対して、再提訴するときの弁護士や費用の支援がほとんどない。被害者が未払いの加害者に対して直接、連絡を入れたり請求したりすることでトラブルが起こる。そのことで、自分を責めたり加害者の態度や言動で傷つけられている。この問題が解決しないと被害回復はなかなかできない。国が立て替え払いをして、その後、加害者から絶対に回収するということを考えて欲しい。被害者が苦勞しながら費用もかけて加害者に請求し続けている人は、金額はまちまちではありますが、加害者が支払っている。でも、動けない被害者の場合は、ほとんどが支払われていない。被害者個人でも動くと思わせることが出来ているのだから、国は、加害者からの回収は期待できなからというのではなく、きちんと加害者から回収すること考えて欲しい。被害者自身で動いている人たちは、命を削って動いているように感じるので早急に考えて欲しい。		◎警察庁 法務省	いわゆる立替払制度については、これまでも制度の創設を求める声があり、有識者検討会においても議論がなされたが、制度趣旨の考え方、国の有する責任と加害者の責任との関係等の様々な課題が指摘されているところ。 しかしながら、犯罪被害者等が犯罪被害に起因する様々な影響を受け、経済的にも様々な困難に直面しており、また、加害者からの損害賠償を十分に受けることができない現状にあることから、加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかということを含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組について、引き続き具体的施策を講じるとともに、犯罪被害者等施策に関係する府省庁が連携し、政府全体として検討してまいりたい。 なお、犯罪被害者等施策の各種支援の充実・強化やその財源については、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望も踏まえて、専門委員会会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えているところ。
20	假谷 構成員	犯給制度の重傷病給付金における3日以上入院要件が厳しいので、拡充されたい。	14	警察庁	犯給制度の重傷病給付金における入院要件については、重大な被害を対象として給付をする制度趣旨を踏まえ、検査入院の場合などを除いた最低限の日数としている。 また、精神疾患に関しては入院療養を必要としない場合であっても重大な被害が生じ得ることに鑑み、入院要件は設けていない。現時点でこれらを更に見直すべき事情は生じていないと認識している。 なお、性犯罪被害に関する医療費について、公費負担による支援内容の充実を引き続き図っていく。
24	假谷 構成員	国外犯罪の犯給水準を上げること検討するべき。支給件数が少なすぎる。	19	警察庁	(前段) 国外犯罪被害弔慰金等の支給額については、海外での事実関係の調査や認定等の困難性等に鑑み、犯給制度のような厳密な調査を要さない制度とすることを踏まえて定められたものであるところ、現時点でこれを見直すべき事情は生じていないと認識している。 (後段) 日本人の国外犯罪被害について、外務省から情報提供を受けるなど、必要な連携を図っている。
25	假谷 構成員	国外犯罪被害弔慰金等支給制度の改定の検討は行われているか。犯給制度と比しても低額にすぎるのはないか。	19	警察庁	国外犯罪被害弔慰金等の支給額については、海外での事実関係の調査や認定等の困難性等に鑑み、犯給制度のような厳密な調査を要さない制度とすることを踏まえて定められたものであるところ、現時点でこれを見直すべき事情は生じていないと認識している。

○ 国民からの要望・意見

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
49	被害者が様々な負担をして債務名義を得ても何の実効性もなく、加害者に逃げ得を許している状態にあることから、いわゆる「立替払制度」や新たな補償制度の導入を検討してほしい。		◎警察庁 法務省	いわゆる立替払制度については、これまでも制度の創設を求める声があり、有識者検討会においても議論がなされましたが、制度趣旨の考え方、国の有する責任と加害者の責任との関係等の様々な課題が指摘されているところです。 しかしながら、犯罪被害者等が犯罪被害に起因する様々な影響を受け、経済的にも様々な困難に直面しており、また、加害者からの損害賠償を十分に受けることができない現状にあることから、加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかということを含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組について、引き続き具体的施策を講じるとともに、犯罪被害者等施策に関係する府省庁が連携し、政府全体として検討してまいります。 なお、犯罪被害者等施策の各種支援の充実・強化やその財源については、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望も踏まえて、専門委員会会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。
50	犯罪被害者等給付金について、更なる給付額の増額を検討してほしい。	13	警察庁	犯罪被害者等給付金の給付額については、令和6年6月、「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」における提言（同年4月取りまとめ）を踏まえ、遺族給付基礎額、休業加算基礎額及び障害給付基礎額の最低額の引上げや遺族給付基礎額の算定における加算額の新設を内容とする改正を行い、給付水準の大幅な引上げを図ったところです。まずは改正制度の運用を行っていく必要があると考えております。 なお、犯罪被害者等施策の各種支援の充実・強化やその財源については、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望も踏まえて、専門委員会会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。
53	犯罪被害給付制度について、性暴力被害者等に対する給付を更に充実させてほしい。	13	警察庁	犯罪被害給付制度は、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為による死亡、重傷病又は障害を対象とした給付制度であり、性犯罪を含め罪種を問わず受給できるものです。引き続き、個別の事案に応じて、丁寧な制度指示を行ってまいります。 また、性犯罪被害者に対する給付については、犯罪被害給付制度以外にも、医療費の公費負担制度やカウンセリング費用の公費負担制度もあることから、これら制度全体を通じて、性犯罪被害者に対する支援の充実に取り組みしてまいります。

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和 7 年 1 月時点での関係府省庁の考え方
54	犯罪被害の場所・時期にかかわらず、犯罪被害者等給付金が支給される制度としてほしい。	13	警察庁	（犯罪被害の場所） 国内における重大な犯罪被害に対しては犯罪被害給付制度が、海外における重大な犯罪被害に対しては国外犯罪被害弔慰金等支給制度が運用されているところです。 海外における重大な犯罪被害については、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」における議論においても、犯罪被害給付制度をそのまま拡大適用させるべきとの結論には至らなかったところであり、実際に、海外での事実関係の調査や認定等の困難性等に鑑み、犯罪被害給付制度ほどの厳密な調査を要さないなど同制度とは別の制度として国外犯罪被害弔慰金等支給制度が創設され、運用されているところであり、引き続き、両制度の運用を行ってまいります。 （犯罪被害の時期） 犯罪被害給付制度、国外犯罪被害弔慰金等給付制度のいずれについても、申請期間は、原則として、当該犯罪行為による死亡、重傷病又は障害（国外犯罪被害弔慰金等給付制度にあっては死亡又は障害）の発生を知った日から 2 年又は発生した日から 7 年とされていますが、当該期間内に申請できなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日から 6 か月以内に限り申請をすることができるの特例も設けているところです。引き続き、丁寧に制度教示を行うなど、適切に制度を運用してまいります。
55	重傷病給付金の支給期間を延長してほしい。	13	警察庁	重傷病給付金の支給対象期間については、「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」の提言（平成29年7月取りまとめ）において、治癒又は症状固定に要する期間についての追跡調査の結果、3 年とすることに立法事実が認められるとされたことから、平成30年に 1 年間から 3 年間に支給対象期間の拡大を行っております。 同提言においては、支給期間を無期限に拡大することについては、立法事実が認められないとされたことに加え、犯罪行為による負傷又は疾病であるか否かを認定することが困難となる等の指摘がなされたところであり、支給対象期間の更なる拡大は困難です。 長期的な支援を必要とする場合には、犯罪被害給付制度で対応するよりもむしろ、他の社会保障制度や福祉制度等に橋渡しをしていくことが重要であると考えられることから、適切な支援が受けられるよう、地方における途切れない支援の提供体制の強化にも努めてまいります。 なお、犯罪被害給付制度について、犯罪被害により一定の障害が残った方については、重傷病給付金とは別に、その障害の程度に応じた障害給付金の支給も申請することができるところであり、申請可能な給付について丁寧に教示するなどの適切な制度運用も継続してまいります。
64	シングルマザーが子を養育しているようなケースで、その子が犯罪被害によって亡くなった場合、養育にかかわっていなかった父親も、損害賠償、自賠責、犯罪被害者等給付金等を受け取ることができる。このようなケースにおいては、実際に養育している母親が全額賠償や給付を受けることができるようにしてほしい。		警察庁 法務省 国土交通省	【警察庁】 犯罪被害給付制度は、労災制度等の他の公的救済を受けることができない犯罪被害者等に対する給付制度であり、その受給者は、他の公的給付制度に就いたものとしているところです。 また、遺族給付金の支給対象から除外される遺族としては、犯罪被害者を故意に死亡させたり、犯罪被害者が亡くなる前に、その被害者が亡くなることによって遺族給付金を先順位・同順位で支給される遺族を故意に死亡させたりした者等が定められておりますが、これらの当然に除外される者以外に、いかなる者が支給を受けるべき遺族から除外されるべきであるかの判断や実際の認定は極めて困難なものとなると考えております。 【法務省】 不法行為による損害賠償請求権は、可分債権として民法第427条が適用される結果、遺産分割の手続を待つまでもなく、法律上当然に相続分に応じて分割され、各共同相続人が承継するとされています（最高裁判決昭和 2 9 年 4 月 8 日）。そのため、養育に関わっていなかった者についても、その者が相続人の地位を有している限り、相続分に応じて損害賠償請求権を承継することとなります。このような相続一般に関わる規律を見直すことについては、慎重な検討を要するものと考えられます。 なお、子の養育に関わっていなかった父親が、子に対して虐待をし、若しくは重大な侮辱を加えたとき、又は父親にその他の著しい非行があったときは、意思能力を有する子は、父親の相続権をなく奪するため、推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができます（民法第 8 9 2 条）。 【国土交通省】 特定の状況下における損害賠償請求権の相続等一般に関する御要望と存じますところ、自賠責保険・共済は、自動車の運行により、他人の生命又は身体が害され、保有者に民法等に基づく損害賠償責任が発生した場合の保有者及び運転者の損害をてん補するものであるため、自賠責保険・共済においては、民法の規定によらず、特定の人物を相続人から廃除し損害のてん補としての保険金を受け取れないようにすることは困難です。
89	国外犯罪被害弔慰金等支給制度についても、犯罪被害給付制度とのバランスに配慮し、給付額を見直してほしい。	19	警察庁	国外犯罪被害弔慰金等支給制度については、海外での事実関係の調査や認定等の困難性等に鑑み、犯罪被害給付制度ほどの厳密な調査を要さないなど犯罪被害給付制度とは別の制度として運用されているところであり、支給額の見直しについても制度の特徴等を踏まえ慎重に検討する必要があると考えております。
91	被害直後の支援金の交付などを目的として、犯罪被害者基金を設立してほしい。		警察庁	犯罪被害者等給付金に関しては、犯罪被害の早期軽減という犯罪被害者等給付金の制度趣旨に鑑み、できる限り早期に支給がなされるよう努めているところであり、仮給付の積極的な実施についても引き続き努めてまいります。また、医療費等の公費負担制度については、被害者の方の一時負担がないように運用しています。 なお、犯罪被害給付制度について、犯罪被害により一定の障害が残った方については、重傷病給付金とは別に、その障害の程度に応じた障害給付金の支給も申請することができるところであり、申請可能な給付について丁寧に教示するなどの適切な制度運用も継続してまいります。
92	振り込み詐欺の被害者に被害回復分配金として支払われなかった預保納付金を被害者等の支援の充実のために支出するものとし、被害者等のこどもに対する奨学金及び民間団体への助成に活用されているが、必ずしも犯罪利用預金口座に残された銀行預金に限られる必要はなく、現金や有価証券、貴金属等であっても直接の被害者の回復に充てることができる場合には、被害者支援に活用することが検討されることは不当ではないと考える。 また、犯行形態等に関しても、明らかに詐欺その他の人の財産を擬する罪の犯罪行為の結果として犯罪者側の預金口座に残されたものと立証できる預貯金であればその対象に含めても問題はないものと考えられる。さらに、直接の被害者のない犯罪、例えば薬物・銃器犯罪等の不正収益も、被害者支援のために活用されることも検討されてもよいのではないかと。	18	◎警察庁 金融庁 法務省	犯罪被害者等施策の各種支援の充実・強化やその財源については、第 4 次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の 1 つとして、御要望も踏まえて、専門委員会等において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。
94	例えば、IR が現実化した場合にはいわゆる「カジノ」の収益金の一部を被害者支援に充てるなど、更なる民間被害者支援団体への助成のための新たな財源確保のための努力を期待する。		◎警察庁 カジノ管理委員会 IR推進本部	犯罪被害者等施策の各種支援の充実・強化やその財源については、第 4 次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の 1 つとして、御要望も踏まえて、専門委員会等において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。

論点3 犯罪被害者等に対する総合的な支援の充実・強化

- 犯罪被害者等に接する者に対する研修の充実
 - ・ 養成段階、実務段階等の各段階に応じた、犯罪被害者等に接する者（自治体、捜査機関、学校、医療機関、法テラス、民間団体、報道関係者等）に対する犯罪被害者等が置かれた状況に関する理解増進、トラウマインフォームドケア教育等の充実

■ 議論の観点 ※効率的に議論を行っていただくために事務局で記載したものであり、議論に制約を設けるものではありません。

- 犯罪被害者等が置かれた状況について理解増進を進めるための広報啓発一般や、誰しものが利用できる研修の提供について、内容や周知の方法・対象について工夫できることはあるか。
- 養成の段階（犯罪被害者等に接し得る職種になろうと学校等で学んでいる段階）で、犯罪被害者等が置かれた状況に関する理解増進を進めるために、どのような取組が効果的か。カリキュラムに盛り込むことを検討できないかという観点のほか、犯罪被害者等の声を聞く機会をもってもらふことなどは考えられないか。
- 実務段階において、個別の機関や団体、職種ごとに、特にどのような点に注意した研修を行う必要があるか。また、どのような研修の方法があるか。

■ 前回までの会議における主な御意見

- 対象者が絞られ、興味がある人しか受講しない実務段階の研修とは異なり、等しく全員に対して行われる養成段階での研修は重要である。学校等における養成の段階で被害者支援を学ぶことも重要である。
- 実名報道について、犯罪被害者等が承諾した上で報道されているのか、心を痛めている。
- 犯罪被害者等の心理状態やトラウマについて、弁護士にも研修することが必要ではないか。
- 国民からの要望・意見については、制度の問題ではなく、個別の取扱いに関わる部分も多くあるのではないかとすると、警察官や検察官などに対する研修を充実させ、現場の対応能力を向上させることで解決できる部分も多いのではないかと。運用で対処できる問題なのか、制度上の問題なのか、区別した議論が必要である。

本論点に関連する令和6年7月の第44回会議に際していただいた有識者からの御意見と国民からの要望・意見

【養成段階、実務段階等の各段階に応じた、支援関係者（自治体、捜査機関、学校、医療機関、法テラス、民間団体等）に対する犯罪被害者等が置かれた状況に関する理解増進、トラウマインフォームドケア教育等の充実】

○ 有識者からの御意見

番号	御意見の内容		関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
42	伊藤 構成員	「PTSD対策専門研修」について、入門研修もあるとよい。自治体職員や福祉職が被害者対応するための、基礎的なことを学べる研修を提供していただけると有難い。	38	厚生労働省	「PTSD対策専門研修」の通常コースにおいて、災害被災者や犯罪・事故被害者等、トラウマに対するところのケアが必要な方に対応できる人材を確保するため、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師等の精神保健医療従事者等に対しトラウマに対するところのケアにおいて必要な知識を系統的に習得するための研修を実施しております。 また、令和6年度事業においては、精神保健医療従事者等に加え、自治体職員を対象とした研修も実施しております。
45	太田 構成員	犯罪被害者の治療や看護に当たる医師や看護師が被害者に不適切な言動を行って二次被害を与えるケースがあります。医学部や看護学部、看護学校においても被害者支援教育を積極的に実施するようすべきです。	41	文部科学省 厚生労働省	【文部科学省】 医学部においては医学教育モデル・コア・カリキュラムにおいて医師の職責を十分に自覚し、多様性・人間性を尊重し、利他的な態度で診療にあたるプロフェッショナルリズムを身につけることを求めている。大学においてこれらを踏まえた医学教育に取り組んでいるものと承知している。そのため引き続き大学において被害者に不適切な言動を行うことのないよう適切に教育が実施されていくことを促してまいりたい。看護学部においても、看護学教育モデル・コア・カリキュラムに基づき、あらゆる健康レベル、生活の場にある人々の健康で幸福な生活の実現に貢献することを使命とし、人々の尊厳を擁護する看護を実践するプロフェッショナルリズムを身につける教育が行われている。 【厚生労働省】 看護教育については現計画（第4次計画）で対応中[第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 施策番号65にて対応済]
55	太田 構成員	学校における犯罪被害や性犯罪被害が後を絶ちません。子どもに対する犯罪被害防止教育を一層推進する必要があります。さらに、こどもが被害を受けた場合の学校側の対応が極めて稚拙であります危機管理教育も含め、教員に対して犯罪被害が発生した場合の、被害児童やその保護者、他の生徒に対する対応等、適切な対応を取ることができるようにするための研修を必須とすべきであります。	53	文部科学省	子供達が性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないようにするため、「生命（いのち）の安全教育」を推進している。また、学校安全教室の講師となる教職員等に対し、防犯教室講習会を実施し、安全教育における指導力の向上を図っている。 また、警察庁が作成した犯罪被害者等支援に関する動画（ https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kouhyou/kyouzai/shien/index.html ）を、文部科学省では、教育委員会の教育相談担当者等を対象とする協議会や研修等において紹介し、スクールカウンセラー等への周知を依頼している。 教職員等の安全対応能力向上を目的に、事故等発生時の初期対応能力等向上のための講習会の実施を支援している。
56	伊藤 構成員	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置人数だけでなく、被害者支援に特化した研修を実施してほしい。「犯罪被害等への対応に係る留意点等を周知」では不十分。	53	文部科学省	警察庁が作成した犯罪被害者等支援に関する動画（ https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kouhyou/kyouzai/shien/index.html ）を、文部科学省では、教育委員会の教育相談担当者等を対象とする協議会や研修等において紹介し、スクールカウンセラー等への周知を依頼している。
61	太田 構成員	第4次計画でも、法科大学院において犯罪被害者等に対する理解の向上に努めることとされているのに、殆どの法科大学院でそうした教育が実施されていない。全国の法科大学院の学生は、将来、法曹となり、犯罪被害者だけではなく、社会的弱者や困難な状況にある者に対する支援や業務に携わることになります。そうした法科大学院の学生には、犯罪被害者の支援に関する教育を経て、「人の痛み」を感じ取る頃ができる人材としていくことが不可欠であります。そこで、各学年定員50名以上の法科大学院では、被害者学なり被害者支援に関する講義を設けること、それ以下の定員のところでも、必ず被害者支援に関するセミナーなりガイダンスを実施すること求めます。	68	文部科学省	大学・大学院における教育課程は、法令に基づき、自ら掲げる教育理念や教育上の目的に基づき編成することとされており、講義内で特定の内容について取り扱うよう一律に義務付けることは困難である。また、セミナーやガイダンス等は教育課程外において自主的に実施しているものであり、特定の内容について取り扱うよう義務付けることは困難であると考えが、文部科学省としては犯罪被害者等に対する理解の向上等、各法科大学院が真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう、引き続き取組を促していく。
62	假谷 構成員	（1）法科大学院で犯罪被害者等に対する理解の向上のため、どのようなカリキュラムが組まれているか、把握されているか。 （2）法科大学院においては、犯罪被害者等に関わる民事・刑事等の法的実務について、被害者の権利の視点からの総合的な法実務の知識を、法曹三者が身につけるべき素養として位置づけ、正規のカリキュラムの中にこれを設定すべきである。 （理由）現状の法科大学院では、刑事関係の授業のなかで犯罪被害者に関わる手続について極短時間とりあげるにすぎない。しかも、犯罪被害者の権利という視点からの総合的な法解釈にもとづく総合てきな授業ではない。犯罪被害者の権利という視点にたった、刑事・民事の総合的な法教育授業が必要となる。かつて、静岡大学法科大学院では「犯罪被害者と法」という2単位の授業をカリキュラムにとりいれこのような授業を実施した実績がある。	68	文部科学省	（1）「現状の法科大学院では～刑事関係の授業のなかで犯罪被害者に関わる手続について極短時間とりあげるにすぎない」とご指摘いただいているが、文部科学省にて全法科大学院のシラバスを確認し、令和6年5月時点において、被害者学又は被害者支援に特化した科目を設置している法科大学院が5校、被害者学又は被害者支援を3回以上扱う科目を開講する予定の法科大学院が2校であると承知している。また、これ以外にも、犯罪被害者等に関連した講義を行う科目を開講する法科大学院は複数校ある。 （2）大学・大学院における教育課程は、法令に基づき、自ら掲げる教育理念や教育上の目的に基づき編成することとされており、講義内で特定の内容について取り扱うよう一律に義務付けることは困難であると考えが、文部科学省としては犯罪被害者等に対する理解の向上等、各法科大学院が真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう、引き続き取組を促していく。
72	假谷 構成員	個人情報の取り扱いのみならず、二次被害を与えないような研修を行ってほしい。	85	法務省	法テラスでは、職員や常勤弁護士に対し、①犯罪被害者等への対応に係るロールプレイ研修、②被虐待児童への初期対応に係る研修、③法テラスの犯罪被害者支援業務に係る研修等を実施し、職員等が二次的被害を防止して犯罪被害者等に適切に対応できるよう努めている。

番号	御意見の内容		関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
76	假谷 構成員	犯罪被害者等が実名報道を希望しない場合、原則、犯罪被害者などの氏名を公表しない運用をされたい。報道の自由も無制限の権利でなく、プライバシーとの均衡を図るべきというのが憲法上の要請である。被害者が望まないのに、被害事実、被害者実名等が報道される結果となることを承知しながら、記者発表をすることは、実名報道を行っているのと同罪であり、犯罪被害者等のプライバシーを侵害している認識をもつべきである。 また、被害者死亡事案において、遺族が事実を知る前に報道発表をすることは（重大発表等と暗に被害者が死亡したことを示すような発表を含む）、遺族の心情を著しく害する二次被害行為であるから、厳に止められたい。	89	警察庁	警察においては、犯罪被害者等関係者のプライバシー等の権利利益、公表することによって得られる公益、公表が捜査に与える影響等を個別の事案ごとに総合的に勘案して、発表の適否やその内容について組織として判断、決定しているところ。警察としては、引き続き、被害者御本人や御遺族等の意向も十分に尊重してタイミングを含む発表の適否やその内容を個別に判断していくこととしたい。
90	假谷 構成員	指定犯罪被害者支援要員に対する研修等を充実されたい。	107	警察庁	各都道府県警察においては、犯罪被害者等支援に関する必要な知識・技能について教育を実施しているほか、被害者の心情に配慮した支援を推進するため、男性や性的マイノリティの方への対応、障害者の特性を踏まえた対応など、指定被害者支援要員等に対する研修の充実に努めている。
92	假谷 構成員	交通事故以外でも、副検事の被害者に対する説明が不十分である例がある。副検事への研修は交通事故以外でも実施されたい。なお、交通事故に関し、警察段階での捜査が不十分、ずさんで立件に至らないなどの例があり、不満が大きいため、対応策を検討されたい。	115 148	警察庁 法務省	【警察庁】 警察においては、都道府県警察本部の交通事故事件捜査担当課に設置された交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が、飲酒運転、信号無視、著しい速度超過、妨害行為等が疑われる交通事故や事故原因の究明が困難な交通事故等について、組織的かつ重点的な捜査並びに正確かつ綿密な実況見分及び鑑識活動を行うとともに、交通事故事件捜査の基本である実況見分等に関する教育の充実を図っている。 加えて、本令和6年12月に全国交通事故事件捜査統括官等会議を開催し、都道府県警察の交通事故事件捜査統括官に対し、適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等を指導した。 【法務省】 法務・検察においては、副検事を対象として、交通事故に限らず、刑事事件一般について、犯罪被害者等に関する研修を実施しており、引き続き、適切な研修の実施に努めてまいりたい。
93	假谷 構成員	交通事故において、終局処分が被害者等の希望に沿わないものであることは仕方がないとしても、被害者等の心情を理解した上での、丁寧な説明がなされるよう、さらなる研修の充実を図っていただきたい。 検察庁から、弁護士会に対し（例えば、東京地検から東京三弁護士会に対し）、交通事故事件担当副検事向けの講師派遣を要請しているか。	115	法務省	法務・検察においては、副検事を対象として、交通事故に限らず、刑事事件一般について、犯罪被害者等に関する研修を実施しており、引き続き、適切な研修の実施に努めてまいりたい。 なお、検察当局においては、弁護士会の被害者支援委員会等と連携し、意見交換会や勉強会を実施するなどの取組を行っており、それらの取組には交通事故を担当する副検事も参加しているものと承知している。
133	武 構成員	保護司や保護観察官の中には、被害者のことは自らの仕事でないという意識を持っている人がいる。これらの人々に対する周知や研修を重ねて実施していただきたい。	198	法務省	令和5年12月に改正された更生保護法において、矯正施設収容中の生活環境の調整、仮釈放等審理、保護観察等の同法の規定によりとる措置は、いずれも被害者等の被害に関する心情やその置かれている状況等を十分考慮して行うことが明記された。 こうした規定も踏まえ、地方更生保護委員会及び保護観察所においては、保護観察対象者の処遇に従事する保護観察官に対し被害者等の心情等の理解に資する研修を実施しているほか、保護司に対しても、同様の研修の機会を設けることなどに配慮することとしており、こうした研修を引き続き適切に行ってまいりたい。 また、保護観察所に配置されている被害者担当の保護観察官及び保護司に対する研修において、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義、事例研究及び犯罪被害者等支援に関する実践的スキルを修得させるための演習等を実施しているところ、被害者担当以外の職員にも当該研修の聴講を案内しているところである。
145	假谷 構成員	犯罪被害者の実名等公表においては、事前に犯罪被害者及びその家族の意向を確認し、原則として意向を尊重していただきたい。 （理由）事件直後の被害者や家族は、突然事件に巻き込まれ、しかもほとんどの場合詳しい事情はわからないままである。加害者がなぜそのような加害行為に及んだのか。犯罪行為の実態はどのようなことであったのか、ほとんどわからない。警察から簡単な説明を受ける程度である。 ところが、他方犯罪行為の動機や経過などについて被疑者が供述すると、それが一方的に報道されてしまう。 そのため、事件直後の犯罪報道では被疑者供述が中心となることが多い。 そういう状況のなかで、被害者の実名や特定事項が報道され、それが家族の勤務先や、子どもの学校で広く知れ渡った場合、どうなるか。 人権擁護をもっとも重視する報道機関において、そのことを理解できないはずはない。被害者や家族が落ち着いたをとりもどしてから、被害者の理解を得て実名等を報道することで報道表現の自由は守られるはずである。	274	警察庁	警察においては、犯罪被害者等関係者のプライバシー等の権利利益、公表することによって得られる公益、公表が捜査に与える影響等を個別の事案ごとに総合的に勘案して、発表の適否やその内容について組織として判断、決定しているところ。警察としては、引き続き、被害者御本人や御遺族等の意向も十分に尊重してタイミングを含む発表の適否やその内容を個別に判断していくこととしたい。
146	和氣 構成員	報道機関が被害者等への取材をする際に、被害者支援に関する理解不足のため、二次的被害を与えてしまう例がある。報道機関に対しても被害者支援に関する研修の実施を検討すべき。		警察庁	報道機関に対する研修の実施については、表現の自由を考慮する必要があることから、慎重な検討が必要となるところ。 なお、被害者支援に関する理解不足が故に起こる二次的被害の防止は重要な課題であり、引き続き、様々な機会や媒体を通じた広報啓発活動等を継続的に行うなどして報道機関を含む国民の理解の増進と配慮・協力の確保に取り組んでまいりたい。

○ 国民からの要望・意見

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
25	犯罪被害者に二次的被害が生じることのないよう、窓口となる法テラスの職員に対する研修を徹底してほしい。	2 117 203	法務省	法テラスでは、職員に対し、 ・ 犯罪被害者等への対応に係るロールプレイ研修 ・ 被虐待児童への初期対応に係る研修 ・ 法テラスの犯罪被害者支援業務に係る研修 等を実施し、職員による二次的被害を防止して犯罪被害者等に適切に対応できるよう努めており、引き続き、取組を進めてまいります。
26	二次的被害を受けることがないように、法テラスが紹介する精通弁護士や、新たに始まる犯罪被害者等支援弁護士制度に携わる弁護士については、一定の経験があることも要件とするなど、真に被害者弁護に対応する能力のある弁護士となるような制度としてほしい。	2 117 203	法務省	日弁連や各弁護士会との連携を図り、弁護士に対する研修や説明会を実施するとともに、要件の在り方については担い手を十分に確保するという観点も踏まえて協議・検討し、精通弁護士紹介や犯罪被害者等支援弁護士制度の担い手の質の確保に努めてまいります。
104	専門的な支援を行う医療職・心理職の養成だけでなく、被害者の支援に携わる捜査機関・行政機関の職員や民間支援団体の職員等に対して、被害者に接する際の基本的な素養として、トラウマインフォームドケアに関する継続的な研修を行ってほしい。	106～119	◎警察庁 内閣府 こども家庭庁 法務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 海上保安庁	トラウマインフォームドケアの視点を犯罪被害者等に対する支援に取り入れることは、被害からの回復のために重要であると考えており、関係府省庁と連携し、支援関係者に対する教育体制の整備を促進してまいります。 【内閣府】 内閣府では、性犯罪・性暴力被害者の相談支援に携わる職員等（ワンストップ支援センターの相談員、センター長及びコーディネーター、行政職員、医療関係者等）を対象とし、トラウマインフォームドケアに関する内容を含む、オンライン研修を実施するとともに、オンライン研修教材を作成し提供しています。 【警察庁】 警察においては、採用時や昇任時に、各階級の役割又は職に応じ、犯罪被害者等支援に関する必要な知識・技能について教育を実施しているほか、都道府県警察においては、犯罪被害者等支援担当課による警察署に対する巡回教育を行っており、引き続き、トラウマインフォームドケアに関する継続的な研修を行ってまいります。 【こども家庭庁】 児童虐待に関する専門性を強化するための各種研修等への参加を促進する「児童相談所及び市町村職員専門性強化事業」を行っており、本事業を活用して、児童虐待に関する専門性を強化するためトラウマインフォームドケアに関する研修に参加することが可能となっております。 また、西日本こども研修センターあかしにおける、こども支援に関わるあらゆる職種・職域の支援者向けや児童相談所の指導教育担当児童福祉司を育成する立場にある指導的職員向けのトラウマインフォームドケアの視点を取り入れた研修の実施を支援しています。 【法務省】 更生保護官署における被害者担当職員等に対する研修として、定期的にトラウマインフォームドケアに関する講義等を行っています。今後も職員の対応の向上に努めてまいります。 刑事施設等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用に当たっては、全国の担当職員に対する集合研修を実施しており、その中では、犯罪被害者の方々と被害者支援団体等の職員による講義を盛り込むなどの対応を行っており、引き続き、適切な職員研修の実施に努めてまいります。 検察官等に対する研修において、犯罪被害者の心理について専門家による講義を行っております。 【文部科学省】 文部科学省においては、教育委員会等に対して、警察庁が作成した、犯罪被害者等支援に関わる場合の、被害者やその家族・遺族の心身の変調への配慮等が示された動画の周知や、養護教諭を含む教職員等を対象とした心の健康等の健康相談に関する研修会の開催等の取組を行っています。 【厚生労働省】 厚生労働省では、行政機関職員を含む精神保健医療福祉従事者を対象としたPTSDに係る専門研修を実施しています。 また、都道府県が実施する女性相談支援員等を対象とした心理的後遺症を有する者への対応等について学ぶための研修を促進しています。 【国土交通省】 国土交通省において、公共交通事故被害者等支援業務に従事する職員に対して、業務上必要な知識修得、事務能力の向上及び業務の円滑な遂行を図ることを目的とした研修を実施しています。研修内では、過去の公共交通事故の被害者団体からの講義や、実際の支援活動についての講義・意見交換、「心のケア」や精神医療等に関する専門家からの講義を行っております。 また、地方公共団体の交通事故相談員を対象にした研修会を通じて、交通被害後の心情に寄り添った相談支援に対して適切に対応できるよう、引き続き適切かつ十分な研修等の実施に努めております。 【海上保安庁】 海上保安庁においては、被害者支援に関わる職員を対象とし、トラウマインフォームドケアに関する継続的な研修を行っております。
105	医療従事者の言動による二次被害を生じさせないため、犯罪被害者の心理・支援等に関する医学教育を充実・強化してほしい。	41	文部科学省 厚生労働省	【文部科学省】 文部科学省では、基本計画施策第41を踏まえ、全国の医学部長等の教育責任者が集まる会議において、PTSD等の精神的被害に関する知識・診断技能及び犯罪被害者等への理解を深めるための教育の充実について、周知・要請をおこなっています。 【厚生労働省】 医師については、医学部卒業後の医師臨床研修の到達目標、方略及び評価において、精神科を必修分野として位置づけており、精神疾患に関する研修医の理解促進を図っています。

要望番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
106	国や地方公共団体の職員は、男性サバイバーに対する理解と性暴力サバイバーへの2次加害についての理解を深めるべきである。	106 107 171	内閣府 警察庁	【内閣府】 内閣府においては、性犯罪・性暴力被害者の相談支援に携わる職員等（ワンストップ支援センターの相談員、センター長及びコーディネーター、行政職員、医療関係者等）を対象とし、男性・男児の性暴力被害者支援の基本的姿勢・留意点に関する内容を含む、オンライン研修を実施するとともに、オンライン研修教材を作成し提供しています。 【警察庁】 警察庁においては、地方公共団体や都道府県警察の職員に対し、各種研修・会議等の機会を通じて、犯罪被害者等による講演や資料の提供を行っており、引き続き、これらの取組を通じて性犯罪・性暴力被害者への理解が促進されるよう努めてまいります。 また、警察においては、都道府県警察の職員が性犯罪を含む犯罪被害者等に対する理解を深め、適切な対応をとることができるよう、具体的な取組として次のものを行っており、引き続きこれらの取組を実施してまいります。 ・警察官の採用時や昇任時に、各階級の役割又は職に応じ、犯罪被害者等支援に関する必要な知識・技能について教育を実施しているほか、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対し、犯罪被害者等支援や被害者カウンセリング技術などに関する教育及び研修を実施しております。 ・犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、男性や性的マイノリティの方々への対応などの研修の充実に努めているほか、犯罪被害者等による講演、支援の現場で犯罪被害者等に向き合い犯罪被害者等の心情への共感や理解が深い警察官や有識者による講演、犯罪被害者等支援担当者の体験記などの配付等を実施しております。 ・犯罪被害者等への対応の改善及び二次的被害の防止を図るための教育として、都道府県警察本部の犯罪被害者等支援担当課による警察署に対する巡回教育、民間被害者支援団体との連携要領に関する教育、性犯罪被害者への支援要領に関する教育を実施しております。
107	被害者接遇、鑑識活動等の場面における犯罪被害者等への警察官の対応について、言葉遣いが乱雑であったり、対応が十分でなかったりすることがあることから、研修を更に徹底してほしい。また、全ての警察官に男性を含む性暴力被害者への対応についての研修を行ってほしい。	107 108 110	警察庁	警察においては、警察官の採用時や昇任時に、各階級の役割又は職に応じ、犯罪被害者等支援に関する必要な知識・技能について研修を実施しているほか、話を聞くときの態度や話の聞き方等、適正な市民応接を行うための研修を実施しております。 また、犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、男性や性的マイノリティの方々への対応などの研修の充実に努めているほか、犯罪被害者等による講演、支援の現場で犯罪被害者等に向き合い犯罪被害者等の心情への共感や理解が深い警察官や有識者による講演、犯罪被害者等支援担当者の体験記などの配付等を実施しております。 さらに、犯罪被害者等への対応の改善及び二次的被害の防止を図るための取組として、都道府県警察本部の犯罪被害者等支援担当課においては、警察署等を巡回するなどして民間被害者支援団体との連携要領に関する教育や性犯罪被害者への支援要領に関する教育を実施しており、引き続きこれらの継続的な実施を進めてまいります。
108	犯罪被害者等と接する検察官について、犯罪被害者の心情に配慮した面接の方法について更なる研修を行う必要があると思われることから、研修の内容を工夫してほしい。	112～116 148 235 236	法務省	検察官等に対する研修において、犯罪被害者の心理について専門家による講義を行っております。
118	被害少年に対する支援を充実したものとするには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するだけでは十分ではなく、トラウマ被害等に関する適切な知識をもって相談に当たることが必要であることから、教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに対してトラウマ被害やこれへの対応等についての研修を実施することとしてほしい。	53 54	文部科学省	文部科学省においては、教育委員会等に対して、警察庁が作成した、犯罪被害者等支援に関わる場合に、被害者やその家族・遺族と接する際に配慮すべきポイント等が示された動画を周知しているところです。
149	犯罪被害者等と接する法曹関係者は、二次的被害等を与えることを防ぐなどのため、被害者心理についても知識をもって接することが望まれることから、法科大学院において犯罪被害者等の心理状態についての教育を行ってほしい。	68	文部科学省	大学院における教育課程は、法令に基づき、自ら掲げる教育理念や教育上の目的に基づき編成することとされており、特定の内容について取り扱うよう一律に義務付けることは困難であると考えますが、文部科学省としては犯罪被害者等に対する理解の向上等、各法科大学院が真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう、引き続き取組を促してまいります。
152	臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、公認心理師といった各専門職の養成に当たっては、その養成課程において被害者支援について学ぶことが重要であることから、司法領域の専門知識として被害者支援に関する科目の比重を増やしたり、試験の出題範囲を見直すなどにより、教育を充実させてほしい。特に、司法領域の専門知識に関しては、加害者支援に偏重した取扱いがなされており、これと同程度に被害者支援についても盛り込まれるべきである。	41 64 65 66	◎厚生労働省 文部科学省	社会福祉士養成課程については、令和3年度より教育内容の見直しを行っており、犯罪被害者支援について教育に含むべき事項として明示的に示しているところです。また、令和6年度に行われる第37回社会福祉士国家試験より、新カリキュラムに対応した出題基準が適用されることとされており、引き続き、資格取得を目指す方が犯罪被害者支援に関する基本的な知識を学習し、犯罪被害者支援に対応できるよう人材の養成に取り組んでまいります。 精神保健福祉士養成課程については、令和3年度より教育内容の見直しを行っており、犯罪被害者支援について教育に含むべき事項として明示的に示しています。また、令和6年度に行われる第27回精神保健福祉士国家試験より、新カリキュラムに対応した出題基準が適用されることとされており、引き続き、資格取得を目指す方が犯罪被害者支援に関する基本的な知識を学習し、犯罪被害者支援に対応できるよう人材の養成に取り組んでまいります。 公認心理師については、公認心理師となるために必要な科目として司法・犯罪分野に関する複数の心理学科目を設け、犯罪被害者支援について学習することとしており、また、公認心理師国家試験の出題基準において犯罪被害者支援が含まれております。 その他の職種についても、カリキュラムや出題基準は、適時改正してまいります。
153	法曹教育は、加害者寄りの知見に偏り過ぎているのではないか。司法試験の科目、司法修習中の研修等、法曹教育の中で犯罪被害者支援について学ばせる機会をより設けてほしい。		法務省	法科大学院については、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開する中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めていると承知しています。 司法試験科目については、法曹に必要な法的知識及び推論能力等の判定を目的として、司法試験法において一定の法律分野を定めており、犯罪被害者支援を科目とすることは困難です。 検察官については、各犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うことができるようにするため、引き続き、検察官等に対する研修において、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修を行ってまいります。 司法修習及び裁判官に対する研修については、裁判所の所管であり、裁判所は行政機関ではないため、政府が定める基本計画に盛り込むことは困難であるとともに、弁護士への研修については、弁護士自治との関係から日弁連や各弁護士会、個別の弁護士に対して行政機関として指示や指導を行い得ず対応が困難です。
154	犯罪被害者支援に精通した弁護士の数は少なく、地域的な偏在があると思われることから、弁護士会等による研修等を充実させるべきである。また、司法修習等の中でも被害者支援について学ばせる機会を設けるべきである。これらについては、定量的な評価も行うべきである。	117	法務省	弁護士自治との関係から、日弁連や各弁護士会、個別の弁護士の活動や取組に関しては、行政機関として指示や指導を行い得ず、対応が困難です。 司法修習については、裁判所の所管であり、裁判所は行政機関ではないため、裁判所所管事項について政府が定める基本計画に盛り込むことは困難です。

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
172	精神保健福祉センターが犯罪被害者支援においてより機能を果たすようにするべきであり、補助金の助成や研修の充実など、より具体的な取組を行ってほしい。	42	厚生労働省	精神保健福祉センターについては、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るために都道府県等が設置している機関であり、本要望にあるようなセンターの体制に係る回答はいたしかねますが、犯罪被害者等支援の充実が図られるよう、警察庁と連携し、必要に応じて都道府県等に対して必要な周知を検討してまいります。
304	信頼を築いた支援員が継続的に被害者をサポートすることが、被害者に大きな安心感を提供することから、各都道府県や警察に、異動しない専従の被害者支援専門員を配置するとともに、被害者の理解を深めるための教育をしてほしい。	107 169 171 187	警察庁	職員の人事異動については、地域の実情に応じて検討される必要があります。 他方で、警察庁においては、地方公共団体や都道府県警察の職員を対象とした研修を通じて、犯罪被害者等についての理解を深めるよう努めており、引き続き犯罪被害者等支援に携わる者の育成に努めてまいります。 また、警察においては、支援の担当者が異動した場合においても、犯罪被害者等の方々へ寄り添った支援ができるよう、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対し、犯罪被害者等支援や被害者カウンセリング技術などに関する教育及び研修を実施しております。 さらに、犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、犯罪被害者等による講演、支援の現場で犯罪被害者等に向き合い犯罪被害者等の心情への共感や理解が深い警察官や有識者による講演、犯罪被害者等支援担当者の体験記などの配付等を実施しております。 加えて、犯罪被害者等への対応の改善及び二次的被害の防止を図るための教育として、都道府県警察本部の犯罪被害者等支援担当課による警察署に対する巡回教育、民間被害者支援団体との連携要領に関する教育、性犯罪被害者への支援要領に関する教育を実施しております。
317	性被害や被害者支援に関する教職員の理解の向上のための研修や周知・啓発等の取組をしてほしい。また、教職員に性被害を認知した場合の対応について指導するほか、性被害対応のマニュアル化をしてほしい。	53 54 179	文部科学省	文部科学省においては、教育委員会の担当者が集まる会議において、こどもの性暴力被害・性的虐待に対し、保育園、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等から、必要に応じてワンストップ支援センターへの支援要請が行われ、その専門的知見も活用しながら連携して対応するよう促しているところです。 また、文部科学省では、こどもたちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないようにするための「生命（いのち）の安全教育」の教材及び教師用の指導の手引きを作成しており、教師用の指導の手引きでは、授業後に、児童生徒が性暴力被害を受けていることについて相談を受けた場合の対応ポイントを示しているところです。
318	児童・生徒の性被害に関する問題は、本人たちはもとより、保護者や教育関係者にとっても避けては通れない問題であるため、地方の教育関係の被害者支援担当窓口を明確にし、関係者の意識改革を図るよう指導してほしい。	179 211	文部科学省	文部科学省においては、教育委員会の担当者が集まる会議において、こどもの性暴力被害・性的虐待に対し、保育園、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等から、必要に応じてワンストップ支援センターへの支援要請が行われ、その専門的知見も活用しながら連携して対応するよう促しているところです。
320	学校で性暴力被害を受けた場合、加害児童の権利を護ろうとするため、被害者が我慢を強いられたり、被害者が引き続き教育を受ける権利も保障されないケースもある。国が主導して対策を講じてほしい。	179	文部科学省	令和4年12月に改定した生徒指導提要において、性的被害者への最大限の配慮等、関係する記述の充実を図り、その周知に努めております。 また、文部科学省では、こどもたちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないようにするための「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、その教師用の指導の手引きでは、授業後に、児童生徒が性暴力被害を受けていることについて相談を受けた場合の対応ポイントを示しているところです。